

（仮称）西東京市地球温暖化対策地域推進計画

（素案）

平成 21 年 5 月

西 東 京 市

目 次

計画の基本的事項	1
1. 地球温暖化とは	1
2. 温室効果ガス	2
3. 地球温暖化防止に向けた動向	3
4. 計画の目的	4
5. 計画の位置づけ	4
6. 計画期間、基準年度	5
7. 計画の推進体制、各主体の役割	5
西東京市における地球温暖化対策の考え方	6
1. 温室効果ガスの削減のあり方	6
2. 温室効果ガス排出量の現状と将来推計	8
3. 温室効果ガス排出に関する特徴と課題	11
西東京市の削減目標	13
温室効果ガス削減に向けた取り組み	16
1. 取り組む姿勢	16
2. 施策の体系	17
3. 各主体による取り組みを推進するための施策	18
4. 重点施策	29
計画の推進方策	38
1. 全ての主体の参加による計画推進	38
2. 推進・進行管理のための体制	38
3. P D C A サイクルによる計画の進行管理	39
4. 点検・評価・公表	39
【資料編】	
資料 西東京市の概況	43
1. 立地・気候	43
2. 土地利用等	45
3. 人口・世帯	47
4. 産業・経済	49
5. 市民意識	55
資料 温室効果ガス排出量の現状と将来推計	62
1. 温室効果ガス排出量の算定方法	62
2. 温室効果ガス排出量の算定結果	64
資料 計画策定の経緯	66
資料 用語解説	67

*を付した語句には、資料編の資料 で用語解説を掲載しています。
また、用語は最初に出てくる頁で*を付しています。

計画の基本的事項

1. 地球温暖化とは

地球の気温は、人間をはじめ生きものが住みやすい環境が保たれています。これは、大気中に存在している二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス*が、地上から放射されるエネルギーを吸収し、再度地表に放射する役割を果たしているためです。しかし、温室効果ガスの量が増加すると、この吸収と再放射の量が増えるために、地球の気温が上昇します。この現象を地球温暖化といいます。

2007年に発表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*の「第4次評価報告書」は、「地球温暖化が進行し、それが人間の活動による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いと断定されました。また、このまま地球温暖化が進んでいくと、21世紀末までに世界平均気温は、最大6.4℃上昇すると予測しています。

地球温暖化により、私たちの生活はもちろん、次の世代、世界の人々の暮らしを脅かすようなさまざまな影響が懸念されています。

地球温暖化がもたらすと予測される影響

影 響	概 要
水	<ul style="list-style-type: none">・ 河川流出量や利用可能な水の量に影響が現れる。・ 河川流出量が減る地域では渇水等の影響を受け、増える地域では洪水の危険性が高まる。
生態系	<ul style="list-style-type: none">・ 世界平均気温が産業革命前より1.5～2.5℃高くなると、調査の対象となった動植物の約20～30%で絶滅リスクが増加する可能性が高くなる。
食料	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の平均気温が3℃を超えて上昇すると、潜在的食料生産量が低下する。
健康	<ul style="list-style-type: none">・ 地球温暖化が進むと、マラリアの感染リスクの高い地域が広がる。・ いくつかのアジア諸国では栄養不足が増加する。

資料：STOP THE 温暖化 2008（環境省）

2. 温室効果ガス

温室効果ガスは、京都議定書*及び地球温暖化対策推進法により6種類のガスが規定されています。

対象とする温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素【CO ₂ 】 (エネルギー起源)	民生家庭、民生業務、産業、運輸などの各部門における燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
二酸化炭素【CO ₂ 】 (非エネルギー起源)	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセス、廃棄物焼却などから発生。	エコセメントの普及など
メタン【CH ₄ 】	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2~3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素【N ₂ O】	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3~4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン類【HFCs】	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換など
パーフルオロカーボン類【PFCs】	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換など
六ふっ化硫黄【SF ₆ 】	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊など (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など

.1項で述べたような様々な影響をもたらすと考えられる地球温暖化を防止するため、先進国にそれぞれ目標量を示し、6種類の温室効果ガスの削減または抑制を義務づけ、その達成時期を定めた京都議定書が、1997年に採択されました。

3. 地球温暖化防止に向けた動向

(1) 世界、国の動向

1997年に「京都議定書」が採択され、わが国では「地球温暖化対策推進大綱」の策定や「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」といいます。）」の制定をはじめとして、地球温暖化対策に向けた取り組みが進められてきました。

2005年2月に京都議定書が発効され、わが国には、基準年（1990年）と比較して、京都議定書第1約束期間（2008年から2012年）の間に温室効果ガスを6%削減することが義務付けられました。

これを受けて、わが国が同議定書で約束した温室効果ガスの6%削減という目標を確実に達成するために必要な対策・施策を定める「京都議定書目標達成計画*」が2005年4月に閣議決定されました（2008年3月全部改定）。

2008年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、日本が議長国を務め、世界の温室効果ガス排出量を、2050年までに半減させるという長期目標を世界全体の目標として共有することで、G8（主要8か国）が合意しました。これを受けて、わが国では、温室効果ガス排出量を、2050年までに現状から60%～80%削減する目標を掲げた、「低炭素社会づくり行動計画」が2008年7月に策定しています。

(2) 東京都の動向

東京都では、2007（平成19）年6月に、今後の10年間の気候変動対策の基本姿勢を示す「東京都気候変動対策方針」を策定しました。この方針に基づき、大規模事業所に対する削減義務と排出量取引制度導入、中小企業に対する対策の推進、建築物環境計画書制度の強化、低CO₂型住まいづくり、ライフスタイルの転換、低公害・低燃費車の利用促進、自動車燃料対策など、広範な施策が推進されています。2008（平成20）年3月に改定された東京都環境基本計画では、温室効果ガスを2020（平成32）年までに2000（平成12）年比で25%削減する目標を掲げています。

(3) 西東京市の動向

西東京市では、市の目指す環境像を示し、それを実現するための目標及び基本方針、さらには、住民、事業者、民間団体、行政機関といった各主体による行動の指針と連携に関する取り組みを示す「西東京市環境基本計画」を2004（平成16）年3月に策定しました。この計画では、地球環境問題に対して、地域として果たすべき役割を認識したうえで、各主体の参加のもと、率先的な取り組みを進めるとしています。

また、地球温暖化対策推進法に基づき、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの抑制のための実行計画として、「西東京市地球温暖化対策実行計画」を平成16年度に策定し、市の率先した取り組みを推進しています。また、2008（平成20）年3月には、「西東京市地球温暖化対策実行計画（後期実行計画）」を策定し、さらなる取り組みを推進しています。

4. 計画の目的

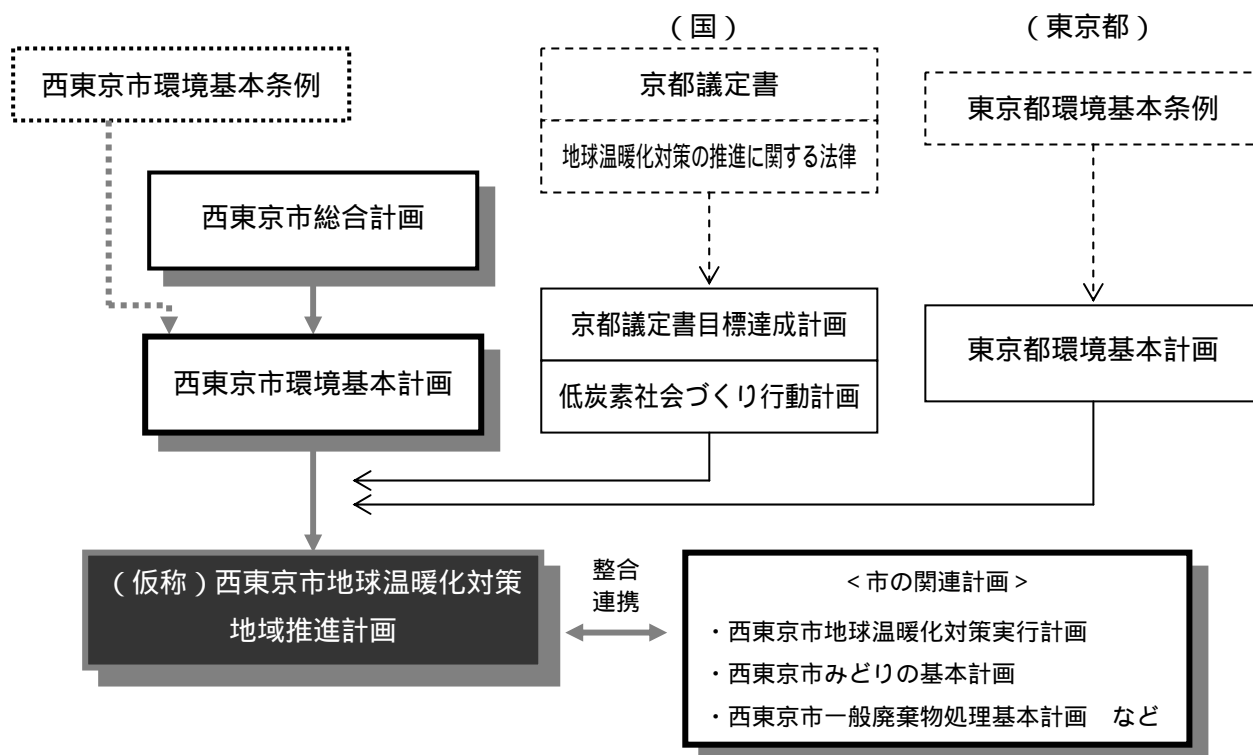
(仮称)西東京市地球温暖化対策地域推進計画(以下、「本計画」と記述。)は、西東京市から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

5. 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第20条に基づき策定されるものです。また、西東京市環境基本計画の中に示されている基本方針の一つである「生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する」に掲げられている、地球温暖化対策の施策や取り組みを具体化するものとして位置付けられます。

地球温暖化対策推進法第20条第2項 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

本計画の位置づけ



6. 計画期間、基準年度

本計画の期間は、2009（平成21）年度から2020（平成32）年度の11年間とします。

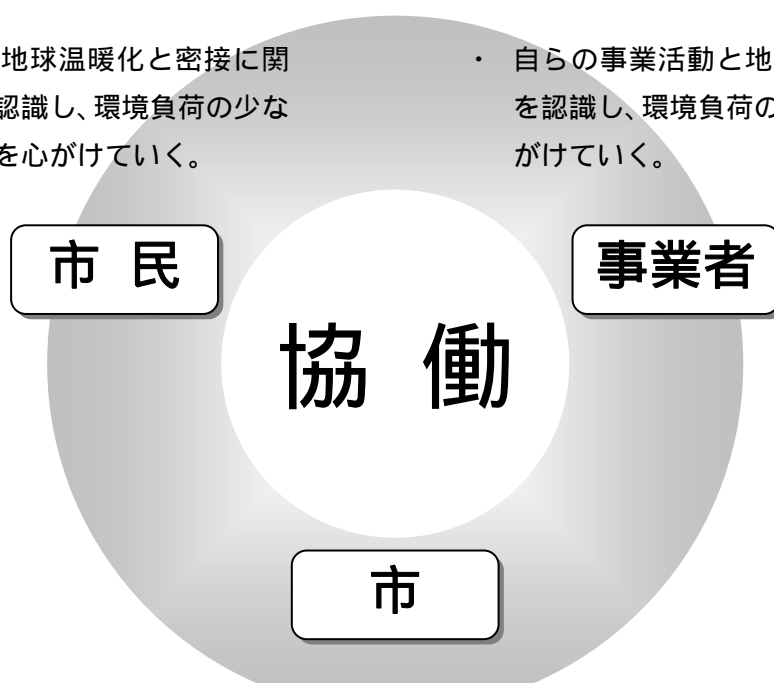
また、本計画において温室効果ガスの削減の基準とする年度は、2000（平成12）年度とします。

7. 計画の推進体制、各主体の役割

本計画の推進主体は、市民、事業者及び市とします。

各主体は、それぞれの立場に応じて、できることから、積極的に取り組んでいくことが急務です。

- ・ 自分たちの生活が地球温暖化と密接に関わりがあることを認識し、環境負荷の少ないライフスタイルを心がけていく。
- ・ 自らの事業活動と地球温暖化との関わりを認識し、環境負荷の少ない事業活動を心がけていく。



- ・ 市民・事業者・各関係団体との調整や連携を促すため、きっかけづくりや機会の提供などを行う。
- ・ 温暖化対策に係る施策を推進する。
- ・ 一事業者、一消費者の立場から、市の事務・事業において率先して温暖化対策を実施する。

協働とは・・・

市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。

西東京市市民参加条例（平成14年10月1日）より

西東京市における地球温暖化対策の考え方

1. 温室効果ガスの削減のあり方

地球温暖化対策に取り組む責任

地球温暖化により、世界の人々の暮らしを脅かすようなさまざまな影響が懸念されています。

このような悪影響を回避するためには、地球全体の温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスを取ることが必要となりますが、そのためには、世界の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半分に削減する必要があるといわれています。

西東京市においては、私たちの日常生活や事業活動での電気や燃料といったエネルギーの消費、廃棄物の排出等を通じて、地球温暖化の原因となる、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスを排出しています。しかし、市域から排出される温室効果ガス排出量は、増加の一途をたどっており、2007 年度の排出量は、京都議定書の基準年度に比べて 11.1%も増加しています。このままでは、さらに排出量が増加すると予想されています。(10～12 ページ参照)

私たちは、地球温暖化と日常生活や事業活動の関わりを認識し、ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、具体的な対策に着手することが求められています。

温暖化対策のあり方 ～ライフサイクル CO₂ の考え方から

近年、ライフサイクル CO₂ (以下、「LCCO₂」と記述) という考え方が注目されています。

これまでは、建築分野において、建物の設計から建設、運用、解体・廃棄に至るまでの一連の流れ(ライフサイクル)を通じて排出される二酸化炭素の量を算定し、それらを累積して総合的に評価する手法が提唱されてきました。最近では、建築分野に限らず、商品やサービスを対象として二酸化炭素排出量をわかりやすく表示する「カーボン・フットプリント制度」の導入が検討されています。

西東京市での地球温暖化対策の進め方

日常生活では、衣食住の場面で「買う」「使う・住まう」「捨てる」などといったライフサイクルがあります。さまざまな業種の事業活動では、「原料・資材の調達」「製造」「販売・サービスの提供」「廃棄」などの流れがあります。

これからの日常生活や事業活動においては、LCCO₂ の考え方やカーボン・フットプリント制度による表示を利用して、地球温暖化対策に取り組むことが期待されます。

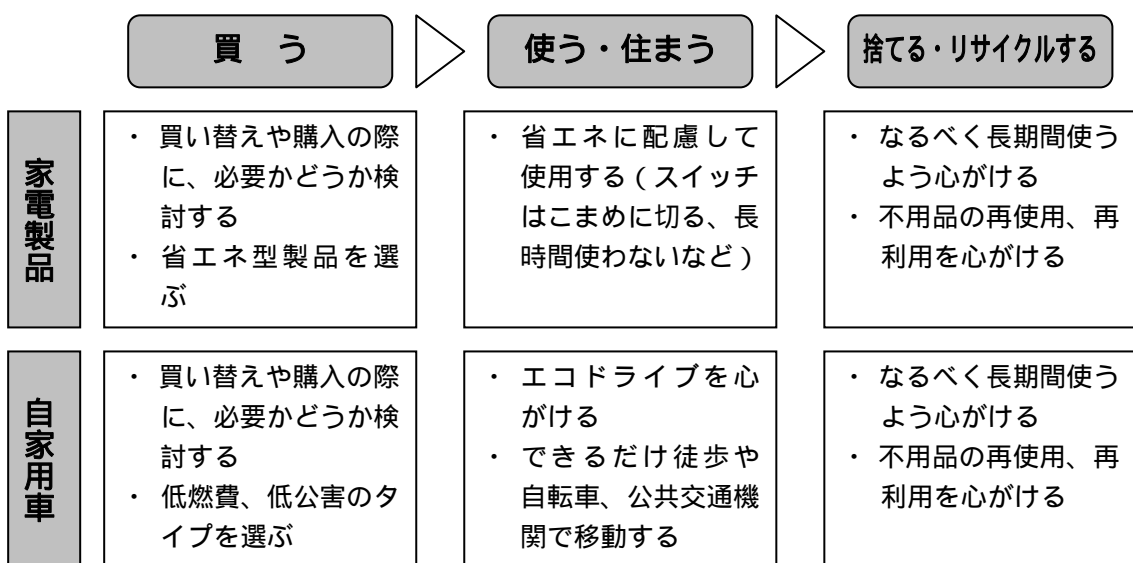
そこで、西東京市では、日常生活や事業活動のライフサイクルを通じて、二酸化炭素を減らしていく、低炭素型のライフスタイルやまちづくりを提案します。これは、価値観の変革や、経済的な負担を伴うかもしれませんが、日常生活のなかで、一人ひとりができるところから地球温暖化対策に取り組んでいくことが求められています。

西東京市における地球温暖化対策の考え方

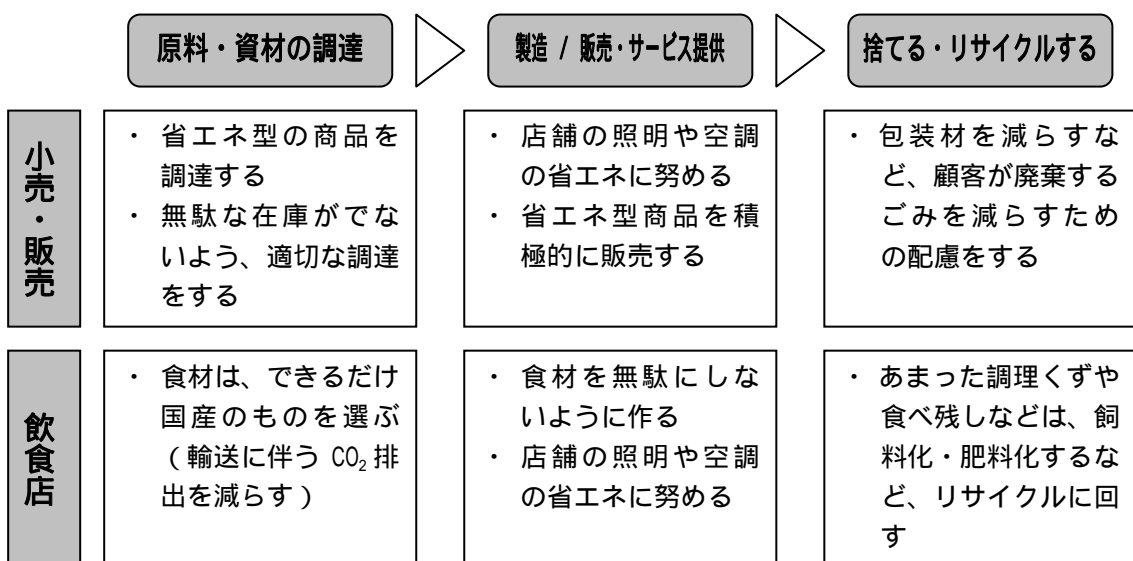
一人ひとりができるところから、あらゆる場面でCO₂を減らしましょう！

日常生活や事業活動のあらゆる場面で温暖化対策を行うことができます。ライフスタイル全体を通じて、より効果の高い対策に取り組みましょう。

日常生活での対策（例）



事業活動での対策（例）



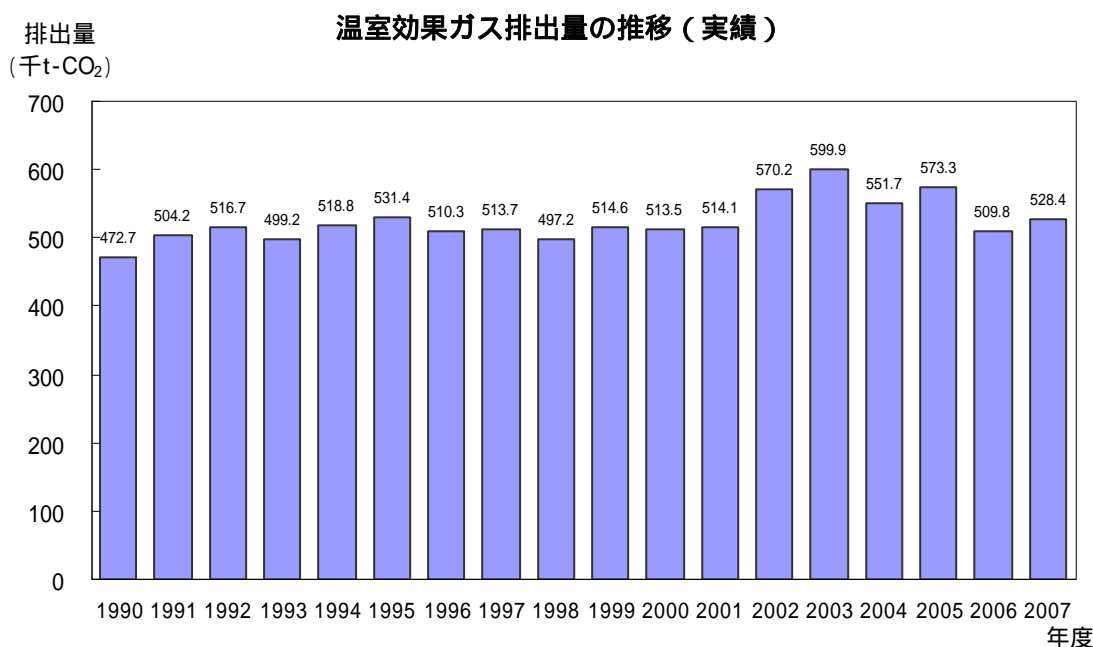
2. 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の推移 (実績)

市域からの温室効果ガス排出量は、1990年度以降、増加傾向にあります。2007年度の排出量は、528.4千t-CO₂であり、京都議定書の基準年度の排出量に比べ11.1%の増加となりました。このうち二酸化炭素排出量は509.8千t-CO₂で、温室効果ガス排出量の97%を占めています。

なお、2003年度以降、温室効果ガス排出量が急激に増加していますが、その原因の一つとしては、原子力発電所の稼働率の低下に伴う電力の二酸化炭素排出原単位（電力1kWhを発電・供給する際の二酸化炭素排出量の割合）の増大が挙げられます。

2007年度は、統計資料により排出量の実績データを把握することのできる最新年度である。



温室効果ガス排出量 (実績)

ガス種別	京都議定書の 基準年度	1990年度	2000年度【基準年度】		2007年度	
	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	京都議定書基準年 度からの伸び(%)	(千t-CO ₂)	京都議定書基準年 度からの伸び(%)
CO ₂	466.8	466.8	501.8	7.5	509.8	9.2
CH ₄	0.9	0.9	0.8	-4.4	1.0	17.4
N ₂ O	5.1	5.1	5.2	2.1	4.5	-11.5
HFCs	2.0		5.4	165.1	12.9	528.4
PFCs	0.02		0.04	114.6	0.03	57.1
SF ₆	0.8		0.3	-64.1	0.2	-72.7
合計	475.6	472.7	513.5	8.0	528.4	11.1

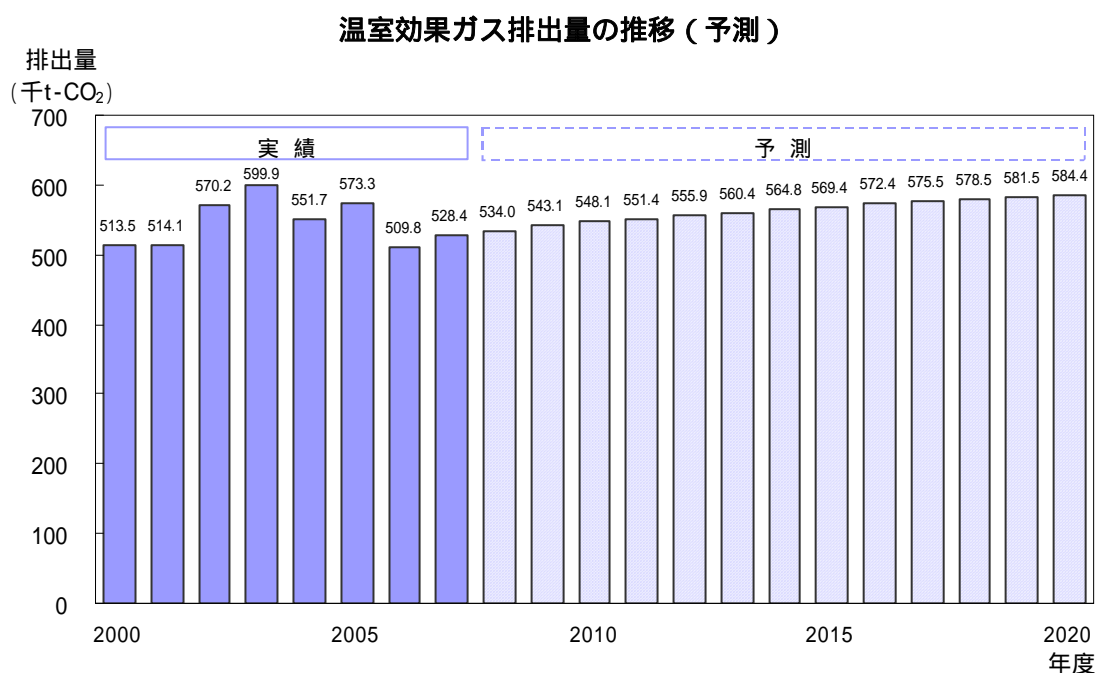
：「京都議定書の基準年度」の排出量は、1990年度におけるCO₂、CH₄、N₂Oの排出量および1995年度におけるHFCs、PFCs、SF₆の排出量の合計である。

：1990年度～1994年度のHFCs、PFCs、SF₆の排出量は、基準年度以前であるため、算出していません。

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計 (予測)

2008年度から2020年度までの温室効果ガス排出量は、人口・世帯の伸び、事業所の延床面積の増加などに伴い、緩やかに増加を続けていくと予測されました。

2020年度の排出量は、584.4千t-CO₂であり、2000年度(基準年度)から13.8%増加する見込みです。



温室効果ガス排出量の将来推計 (予測)

ガス種別	2000年度 【基準年度】	2007年度		2020年度【予測】	
	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	基準年度からの 伸び (%)	(千t-CO ₂)	基準年度からの 伸び (%)
CO ₂	501.8	509.8	1.6	560.6	11.7
CH ₄	0.8	1.0	22.8	1.1	35.4
N ₂ O	5.2	4.5	-13.4	4.6	-10.8
HFCs	5.4	12.9	137.0	17.7	226.9
PFCs	0.004	0.0262	-26.8	0.03	-27.8
SF ₆	0.3	0.2	-24.0	0.3	-6.4
合計	513.5	528.4	2.9	584.4	13.8

(3) 二酸化炭素排出量の将来推計 (予測)

市域からの温室効果ガス排出量のほとんどを占める二酸化炭素について、将来の推移を予測したところ、2020年度の排出量は、560.6千t-CO₂となり、2000年度(基準年度)から11.7%増加する見込みです。

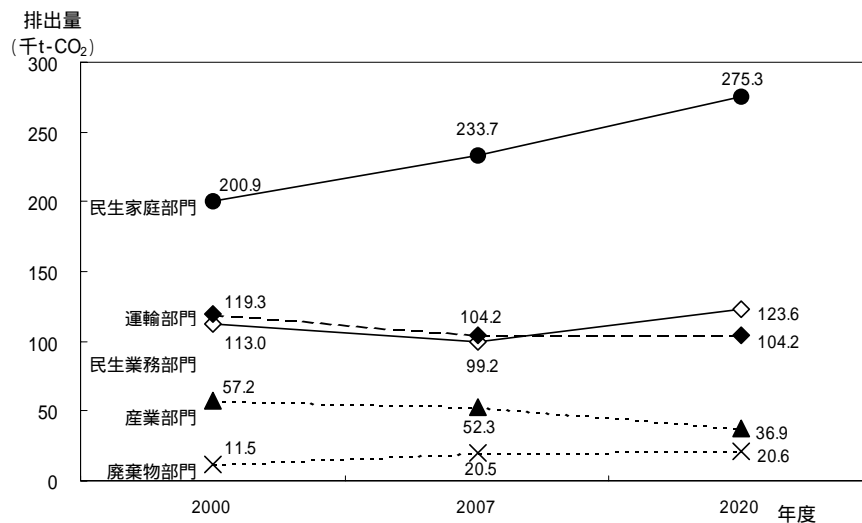
部門別に見ると、廃棄物部門の伸びが最も伸びが大きく80.1%増であり、民生家庭部門が37.1%増、民生業務部門が9.4%増と続いています。なお、民生家庭部門と民生業務部門の排出

量は、2020年度には全部門の7割程度を占める見込みです。

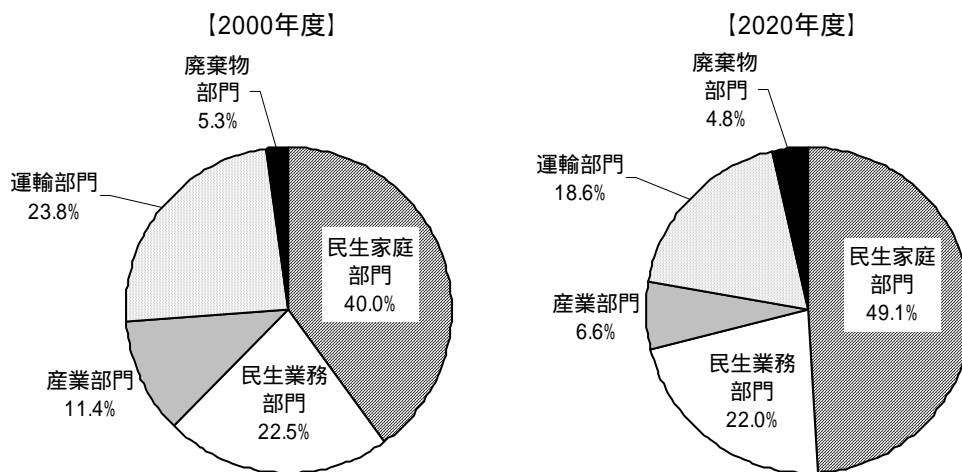
二酸化炭素排出量の将来推計（予測）

部 門	2000年度 【基準年度】	2007年度		2020年度【予測】	
	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	基準年度からの 伸び(%)	(千t-CO ₂)	基準年度からの 伸び(%)
民生家庭	200.9	233.7	16.3	275.3	37.1
民生業務	113.0	99.2	-12.2	123.6	9.4
産業	57.2	52.3	-8.6	36.9	-35.5
運輸	119.3	104.2	-12.7	104.2	-12.7
廃棄物	11.5	20.5	78.5	20.6	80.1
合 計	501.8	509.8	1.6	560.6	11.7

各部門の二酸化炭素排出量の将来推計（予測）



各部門の二酸化炭素排出量の将来推計（予測）

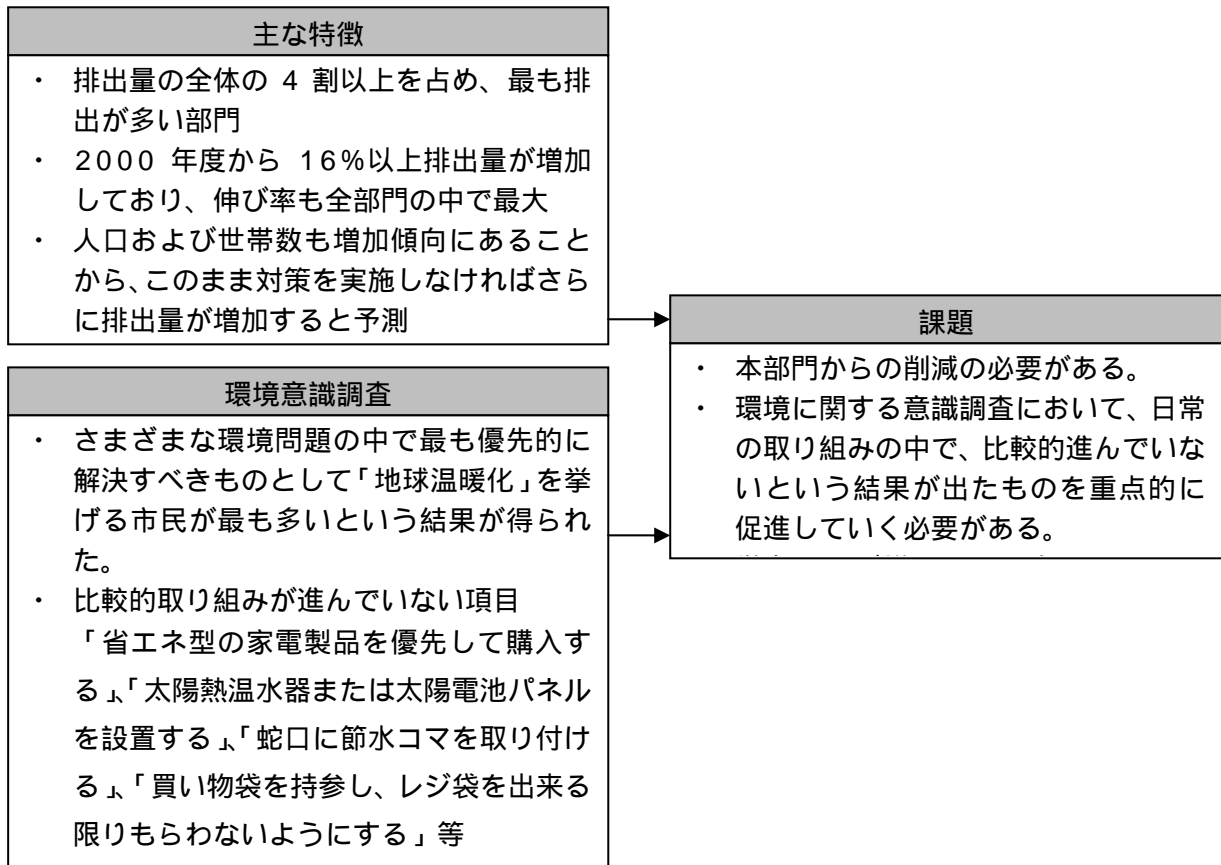


3. 温室効果ガス排出に関する特徴と課題

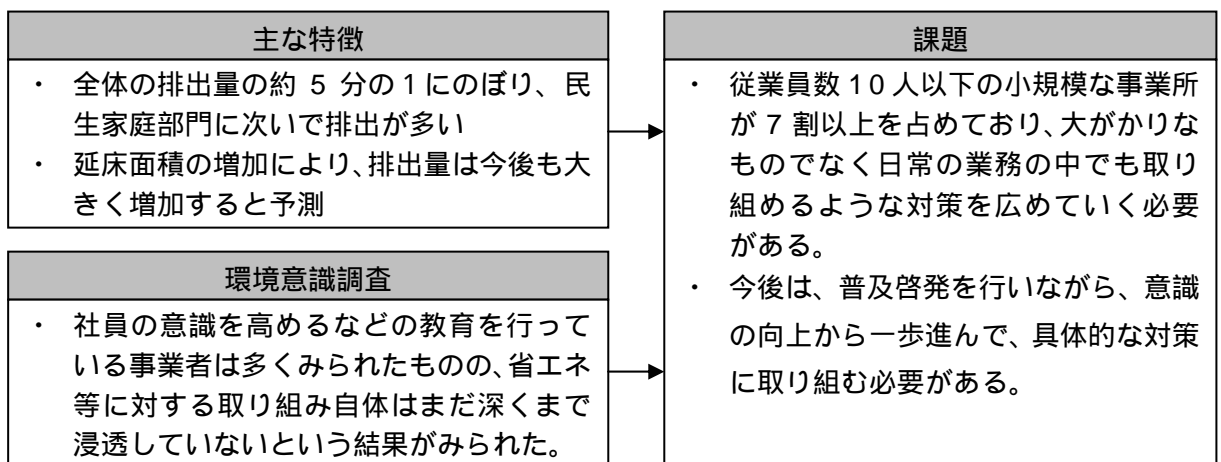
西東京市における温室効果ガス排出に関する特徴と課題は、次に示すとおりです。

各部門の主な特徴と環境意識調査結果からの課題

< 民生家庭部門 >



< 民生業務部門 >



< 産業部門 >

主な特徴	課題
<ul style="list-style-type: none">産業部門からの排出量は全体の約 1 割製造品出荷額の低下等の理由により、排出量は減少傾向	<ul style="list-style-type: none">製造品出荷額あたりの排出量は増加傾向にあることから、個々の事業者による取り組みはさらに進めていく必要がある。

< 運輸部門 >

主な特徴	課題
<ul style="list-style-type: none">排出量全体の約 2 割を占める。約 9 割は自動車からの排出自動車の保有台数は、近年、減少傾向	<ul style="list-style-type: none">車 1 台あたりの排出量は増加傾向にあることから、エコドライブを推進したり、公共交通機関への転換を促進するなどの対策をとる必要がある。
環境意識調査	
<ul style="list-style-type: none">環境意識調査では、交通体系のあり方として、バスを利用できる機会の増加や、自転車利用環境を作ることを望む意見が多い。	

< 廃棄物部門 >

主な特徴	課題
<ul style="list-style-type: none">全体の排出量のうち約 4%と、全部門の中では最も少ない割合。	<ul style="list-style-type: none">一般廃棄物処理計画で掲げた取り組みを、さらに推進していく必要がある。

< その他 >

環境意識調査	課題
<ul style="list-style-type: none">多くの市民、事業者が環境保全活動に参加したいと回答。農地を保全したいという意見、情報提供を望む意見が多くみられた。	<ul style="list-style-type: none">農地やみどりを守り、地産地消といった考え方を取り入れながら温暖化対策を進めていく必要がある。市民や事業者が協力して温暖化対策を進めていく必要がある。温暖化対策に関する情報を広く発信していく必要がある。

< その他 5 ガス >

主な特徴	課題
<ul style="list-style-type: none">冷蔵庫廃棄に伴い、適正に処理しないと PFCs などの代替フロン*が排出されるおそれがあり、今後、排出量の増加が予測される。	<ul style="list-style-type: none">廃棄物の適正処理を行っていく必要がある。

西東京市の削減目標

温室効果ガス削減目標 2020年度までに25%削減(2000年度比)

2020年度までに、西東京市からの温室効果ガス排出量を、2000年度に比べて25%削減することを目標とします。

西東京市における目標設定の考え方

本計画は、京都議定書の目標を達成するためのものとして位置付けられます(4ページ参照)。しかし、京都議定書の第一約束期間の終了年となる2012年度においては、本計画の策定後3年目に当たり、本計画に基づく各主体の取り組みはまだまだ発展段階にあると考えられます。

2008年に開催された洞爺湖サミットをはじめとした世界の考えは、「世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半減する」ことであり、京都議定書が終了した後も引き続き、中長期的な視野に立って地球温暖化対策に取り組むことが不可欠です。

また、東京都では、2008年3月の東京都環境基本計画改定時に、世界の動きに対応し、2020年を目標年度とし2000年度比で25%削減する、という中長期的な目標を設定しています。

西東京市は、東京都を構成する一自治体として、また地球の一員として、中長期的な視野で温室効果ガスの排出削減に取り組むための目標を掲げます。

どれだけ削減する必要があるのか

この削減目標は、2020年度の温室効果ガス排出量を385.1千t-CO₂¹以下にすることを目指しています。

これは、今後特段の対策を講じることなく推移すると想定した2020年度予測値(対策なし)(584.4千t-CO₂)に対して、199.3千t-CO₂²の削減が必要となります。

$$1 \quad 2020 \text{ 年度の温室効果ガス排出量} : 513.5 \text{ 千 t-CO}_2 \times 0.75 = 385.1 \text{ t-CO}_2$$

$$(\text{基準年度[2000年度]温室効果ガス排出量} \times (1 - \text{削減目標} : 0.25))$$

$$2 \quad \text{必要削減量} : 584.4 \text{ 千 t-CO}_2 - (513.5 \times 0.75) = 199.3 \text{ 千 t-CO}_2$$

$$(\text{2020年度予測値[対策なし]} - \text{2020年度の温室効果ガス排出量})$$

なお、199.3千t-CO₂は、2020年度予測値の[対策なし]の34.1%に相当します。

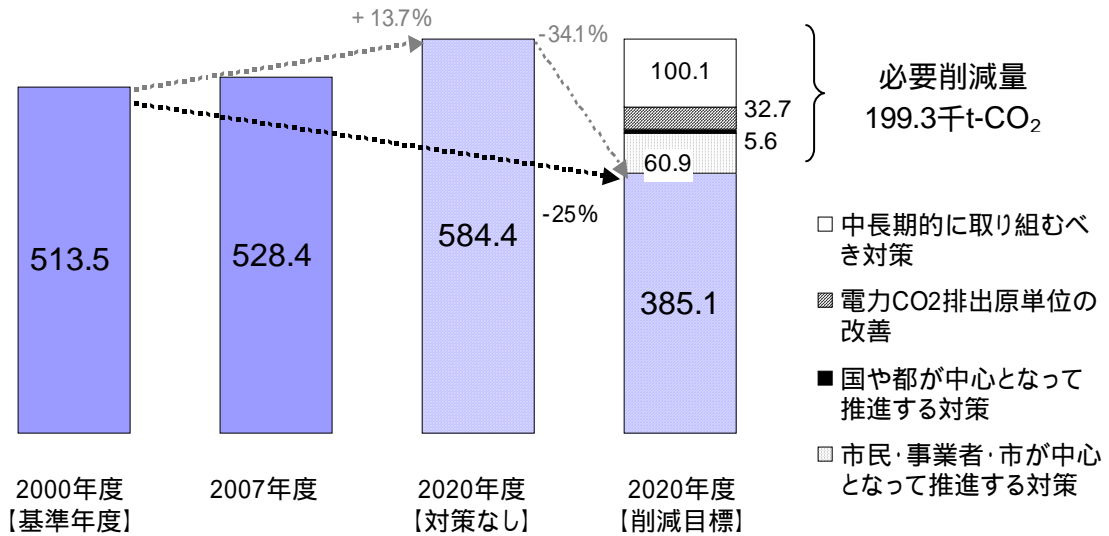
削減目標を達成するために

この削減目標の達成は、決してたやすいものではないでしょう。しかし私たちは、地球温暖化防止に積極的に貢献するため、一人ひとりができるところから取り組んでいくとともに、互いに知恵を出し合い、協力しながら取り組んでいきます。

西東京市における地球温暖化対策は、第 4 章に掲げた施策に沿って、各主体の取り組みを推進するとともに、それらの取り組みを後押しするための情報の受発信や、協働できる取り組みを展開していきます。

また、第 3 章に掲げた施策に加え、国や東京都、他の自治体との連携を図りながら、今後の社会経済や技術開発、人々のライフスタイル、価値観の変化などに対応しながら、さらに取り組んでいきます。

削減目標達成のシナリオ



必要削減量の内容

必要 削減量 199.3 千t-CO ₂	市民・事業者・市が中心 となって推進する対策 【60.9 千t-CO ₂ 】	本計画第 3 章に掲げた施策に沿って、各主体が取り組みを推進するとともに、それらの後押しをするための情報発信や、協働できる取り組みを展開していきます。さらに、参加者を拡大することで、より一層の CO ₂ の削減を目指します。
	国や都が中心となって 推進する対策 【5.6 千t-CO ₂ 】	省エネ法改正・強化（事業者単位規制導入）東京都環境確保条例*に基づく地球温暖化対策計画書制度による事業者の取り組みを想定しています。
	電力二酸化炭素（CO ₂ ） 排出原単位の改善 【32.7 千t-CO ₂ 】	電力供給事業者における利用エネルギーの見直しや発電方法のバランスを保つなどの取り組みを想定しています。
	中長期的に 取り組むべき対策 【100.1 千t-CO ₂ 】	中長期点な視野で、参加者を増やししながら、取り組むことが期待されます（17 ページ参考資料）。 ・ 技術革新によって実現化する対策（高効率な太陽光発電、次世代自動車、長期優良住宅など） ・ 低炭素型都市・地域づくりの推進（都市計画や交通計画、都市緑化などの低炭素化の研究及び計画的な推進など）

【】内は、温室効果ガス削減可能量を示します。

参考資料：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月）に掲げられている主な施策

低炭素社会づくり行動計画（2008年7月）では、わが国の温室効果ガスを、2050年までに現状から60%から80%を削減するための施策を示しています。

項目	主な施策の内容
革新的技術開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 革新的技術開発（太陽光発電の効率向上と低コスト化、次世代自動車・燃料電池等の開発）
既存先進技術の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電の導入量の大幅拡大 ・ 太陽光発電や風力発電、水力発電などの再生可能エネルギーの利用促進 ・ 次世代自動車（プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等）の導入 ・ 白熱電球の省エネランプへの切り替え ・ 省エネ型テレビ、給湯器、エアコン、冷蔵庫の導入の加速 ・ 省エネ住宅・ビル、200年住宅の普及 ・ 原子力の推進 等
国全体を低炭素化へ動かす仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量取引の導入 ・ 税制のグリーン化、地球環境税 ・ カーボン・フットプリント制度の普及 ・ 環境ビジネス等の普及
地方、国民の取り組みの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業の低炭素化（バイオマス資源利用、地産地消*等） ・ 低炭素型の都市・地域づくり（集約型都市構造、大規模集客施設等の都市機能の適正な立地の確保、中心市街地の整備・活性化、公共交通機関の利便性向上、都市緑化、下水道における資源エネルギーの有効利用、地区・街区レベルのエネルギーの面的利用等） ・ 二酸化炭素排出の少ない交通輸送網（モーダルシフト、物流効率化、交通流の円滑化等、エコドライブ*管理システム） ・ その他（環境教育、啓発、サマータイム制度等）

温室効果ガス削減に向けた取り組み

1. 取り組む姿勢

西東京市においては、温室効果ガス削減のために取り組むために、そのほとんどを占める二酸化炭素に焦点を当て、できるところから地球温暖化対策に取り組んでいきます。市民、事業者及び市の各主体が、日常生活や事業活動のライフサイクルを通じて二酸化炭素を減らしていく低炭素型のライフスタイルやまちづくりを推進します。

家庭の取り組みを 促進します

西東京市では、民生家庭部門からの排出量の伸びと割合がともに大きいことから、家庭での対策を広げていくことが不可欠です。

そこでまず、できるところからの取り組みとして、日常生活での省エネへの配慮に取り組めます。そのうえで、家電製品や住宅等の買い替え、新規購入の際には、より省エネ型のものを選びます。さらに、西東京市の農園等を活用した地産地消や、家庭の緑を増やすなど、快適な暮らしの実現を目指します。

事業所の取り組みを 促進します

事業所からの温室効果ガス排出量の増加が予想されており、事業所での対策もまた重要です。

自らの事業活動に伴う CO₂ 排出量を把握し、省エネに配慮した事業活動に取り組めます。また、機器・設備等の更新・導入の際の低 CO₂ と低コストの実現、さらに快適な暮らしや社会づくりへの貢献を目指します。

市は、率先して 温暖化対策に取り組めます

温暖化防止のための施策を策定し実行します。

市役所では、一事業者、一消費者の立場から、率先して地球温暖化対策に取り組めます。

また、行政の施策の策定及び実施にあたり、低炭素型まちづくりへの配慮を織り込み、市全域での CO₂ 削減を推進します。

協働による取り組みを広げます

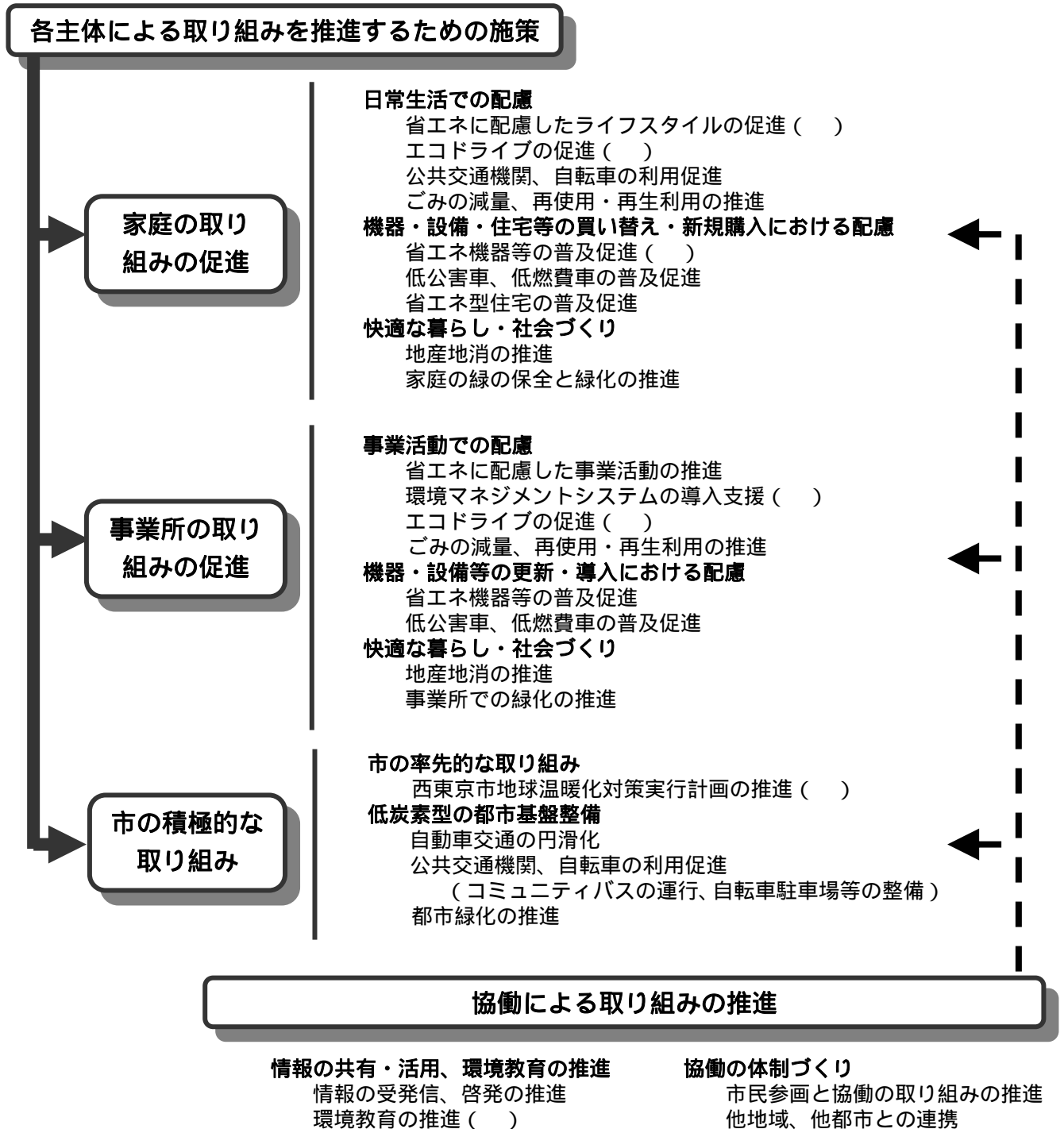
地球温暖化対策は、各主体が互いに知恵を出し合い、協力しながら、地域で協働して取り組むことで、より大きな力となりえます。

そのために、エコプラザ西東京を拠点とした情報の共有・活用、環境教育の推進などにより、市民の地球温暖化に対する関心・理解を深めます。さらに、参加者を拡大し、協働により取り組みを広げるための場づくりやネットワークづくり、人づくりを進めます。

2. 施策の体系

第 章に示した削減目標の達成に向けた、施策の体系は、次のとおりです。

なお、印のついているものは、重点施策（次ページ以降参照）として位置付けています。



3. 各主体による取り組みを推進するための施策

市民、事業者及び市の各主体による取り組みを推進するための施策は、次のとおりです。

(1) 協働による取り組みの推進

情報の共有・活用、環境教育の推進

情報の受発信、啓発の推進

市民や事業者の取り組みを支援するため、市は、地球温暖化に対する関心・理解を深め、対策手法や対策のための支援制度などについて、エコプラザ西東京を活用し、ホームページや広報等を通じて、情報発信や啓発を積極的に行います。また、市民等から寄せられる温暖化に関する情報を受付、蓄積し、今後の施策に反映させます。

市が実施する事業

・エコプラザ西東京の運営

平成 20 年に開設したエコプラザ西東京を、環境保全や環境学習の拠点施設として活用していきます。

・ホームページ、広報等の運用

市のホームページや広報誌である「広報西東京」、田無庁舎・保谷庁舎の「情報公開コーナー」等を活用して、地球温暖化に関する情報を積極的に発信します。

・環境白書の作成

西東京市の環境に関する施策の実施状況や環境の現況について整理した「西東京市環境白書」を毎年発行します。

環境教育の推進

地球温暖化に対する関心・理解を深め、ライフスタイルや価値観の見直し、省エネルギー・省資源、ごみの減量などの具体的な行動を促すような環境教育を推進します。

< 「重点施策 4」(35 ページ) 参照 >

協働の体制づくり

協働の取り組みの推進

市民、事業者、NPO、教育機関、市などの協力・連携を通じた取り組みを促進するため、市民参画の体制を整備し、市民等から温暖化対策のアイデアや実践レポートを募集するほか、協働によるキャンペーンやセミナー、シンポジウムのための場づくり、ネットワークづくり、人づくりを通じて支援します。

市が実施する事業

- ・市民参画と協働の推進のため温暖化対策地域協議会を設置
- ・環境保全活動等推進員の活動支援
- ・西東京市エコリーダー養成
- ・NPO 等との協働の推進

NPO との協働を推進することにより、多様な市民ニーズに対応するとともに、さまざまな課題の解決を図るための事業を実施します。

- ・事業者との連携による市民啓発（検討中）

他地域、他都市との連携

西東京市だけではなく、他都市、他地域などと連携して地球温暖化対策に取り組みます。

市が実施する事業

- ・カーボン・オフセット*の可能性について検討（検討中）

姉妹都市である福島県下郷町や、友好都市である千葉県勝浦市、山梨県北杜市などと連携して、カーボン・オフセット等の取り組みができないか、検討を進めます。

(2) 家庭への支援

日常生活での配慮

省エネに配慮したライフスタイルの促進

一人ひとりが、ライフスタイルを見直し、具体的な行動を実行できるよう、情報提供や啓発、体験の機会の提供などの支援を行います。

< 「重点施策1」(29ページ)参照 >

エコドライブの促進

エコドライブの普及を促進するため、情報提供や啓発を行います。

< 「重点施策3」(34ページ)参照 >

公共交通機関、自転車の利用促進

公共交通機関を充実させたり、自転車の利用環境を向上させたりすることで、自動車による移動から公共交通機関や自転車への転換を促進します。

市が実施する事業

・コミュニティバス(はなバス)運行

市内において、コミュニティバス(はなバス)5路線を運行します。

・自転車利用の促進

自転車専用道や専用レーンの整備を行います(検討中)。また、通勤・通学等の自転車利用者のための自転車駐車を整備します。

ごみの減量、再使用・再利用の推進

ごみの排出とその焼却にかかる二酸化炭素排出量を削減するため、ごみの減量、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進します。

市が実施する事業

- ・廃棄物減量・再資源化の啓発

ごみの排出ルールや分別に関するパンフレットを配布します。

- ・りさいくる市の開催

田無・保谷両庁舎において「りさいくる市」を開催し、不用品等の再使用・再生利用を図ります。

- ・廃食油の回収
- ・生ごみ堆肥化機器購入の助成をします。

削減効果

- ・一般廃棄物処理基本計画によるごみの減量化の推進

3.6 千 t-CO₂

機器・設備・住宅等の買い替え、新規購入

省エネ機器等の普及促進

省エネ家電のほか、電球型蛍光灯、太陽光発電、太陽熱温水器、高効率給湯器といった省エネ機器の普及を促進します。

< 「重点施策2」(32 ページ) 参照 >

低公害車、低燃費車の普及促進

ハイブリッド自動車、電気自動車、CNG自動車など、二酸化炭素排出量の少ない低公害車や低燃費車の普及を促進するため、自動車の買い替え時に役立つ情報提供を行います。

市が実施する事業

- ・情報提供（検討中）

各種イベントで燃料電池自動車を始めとした低燃費車の展示を行うなどの情報提供を行います。

削減効果

- ・低公害車、低燃費車の普及（家庭）

自家用車 9,400 台¹ × 一台当たり削減量 200kg-CO₂² = 約 - 2.0 千 t-CO₂

1 実施車両数は、アンケート結果をもとに想定。

2 一台当たり削減量は、京都議定書目標達成計画により設定。

省エネ型住宅の普及促進

近年、断熱性能等に優れた省エネ型住宅の普及が進んでいます。住宅の建て替えの際に、省エネ型住宅にするよう、省エネ型住宅に関する情報を積極的に提供します。

また、既存の住宅については、断熱性の向上のための樹脂サッシ、複層ガラス等の導入を促します。

市が実施する事業

・情報提供（検討中）

各種イベントや講座において、省エネ型住宅に関する情報提供を行います。

削減効果

・省エネ型住宅の普及

$$1,000 \text{ 戸}^1 \times \text{一戸当り削減量 } 520 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約} - 0.5 \text{ 千 t-CO}_2$$

1 実施住宅数は、新築住宅の約 50%を想定。

2 一戸当り削減量は、京都議定書目標達成計画により設定。

・既存住宅の省エネルギー化

$$4,900 \text{ 戸}^3 \times \text{一戸当り削減量 } 24 \text{ kg-CO}_2^4 = \text{約} - 0.1 \text{ 千 t-CO}_2$$

3 実施住宅数は、全世帯の約 5%を想定。

4 一戸当り削減量は、家庭の省エネ大事典により設定。

快適な暮らし・社会づくり

地産地消の推進

国産の農作物や地元農産物を選択・利用することは、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減に寄与します。そこで、地元農産物の利用や地産地消に対する関心・理解を深めるための情報提供を行い、体験の機会を増やします。

市が実施する事業

・家族農園の利用あっせん

市内の家族農園の利用のあっせんを行います。

・市民農園の運営

市内の市民農園の運営を行います。

・体験農園の設置

農家の方から指導を受けながら農作物を栽培する体験農園の設置を行います。

・農家と市民の交流促進

市民と農家が交流できるようなさまざまなプログラムを実施します。(平成 20 年度は農業景観散策、市内で小麦作り食育事業を実施)

家庭の緑の保全と緑化の推進

緑は、自然環境や景観の保全に役立つとともに、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収などにも寄与します。

そこで、私有地の樹林地・樹木、都市農地などを保全します。また、敷地内の植栽、屋上緑化、壁面緑化などの取り組みを促進します。

市が実施する事業

- ・生産緑地の指定・保全

市内の生産緑地の指定および保全を行います。

- ・保存樹、保存林、保存生垣の指定および補助金の交付

市内のみどりの保存のため、貴重な樹木等の維持管理に対して補助等を行います。

- ・緑地保全地区樹林地の保全

山林を保全し、みどりあふれる都市環境を確保するため、山林保全指定を行い、固定資産税および都市計画税の減免を行います。

- ・生垣設置助成

ブロック塀から生垣につくり替える、あるいは新たに生垣をつくる方への造成費の補助を行います。

- ・苗木配布

樹木の苗木を自宅に植えて育ててもらい、市内により多くのみどりを増やすため、市民まつりにおいて市民に無料で苗木を配布します。

- ・緑化に関する相談

- ・グリーンバンク制度の運用

(3) 事業者への支援

事業活動での配慮

省エネに配慮した事業活動の推進

省エネルギーや地球温暖化対策に取り組んでいる事業所に対して、地域での取り組み及び地球環境への貢献をしていることを積極的に評価するよう支援します。

市が実施する事業

- ・表彰制度（検討中）

環境に配慮した活動をしている事業所への表彰を行います。

環境マネジメントシステム*の導入支援

事業者による環境マネジメントシステムの認証取得に対する支援を行います。

< 「重点施策5」(36ページ)参照 >

エコドライブの促進

エコドライブの普及を促進するため、情報提供や啓発を行います。

< 「重点施策3」(34ページ)参照 >

ごみの減量、再使用・再利用の推進

ごみの排出とその焼却にかかる二酸化炭素排出量を削減するため、ごみの減量、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進します。

市が実施する事業

- ・廃棄物減量・再資源化の啓発

ごみの排出ルールや分別に関するパンフレットを配布します。

- ・リサイクルショップの運営
- ・りさいくる市の開催

田無・保谷両庁舎において「りさいくる市」を開催し、不用品等の再使用・再利用を図ります。

- ・廃食油の回収
- ・生ごみ堆肥化機器購入の助成をします。

削減効果

- ・一般廃棄物処理基本計画によるごみの減量化の推進
3.6 千 t-CO₂【再掲】

機器・設備等の更新・導入

省エネ機器等の普及促進

電球型蛍光ランプや高効率給湯器といった省エネ機器の普及を促進します。

市が実施する事業

- ・情報提供（検討中）
各種イベントで燃料電池自動車を始めとした低燃費車の展示を行うなどの情報提供を行います。

削減効果

- ・省エネ機器の普及（太陽熱温水器・高効率給湯器のいずれかの導入）
 $1,900 \text{ 事業所}^1 \times \text{一事業所当り削減量 } 473 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約 } -0.9 \text{ 千 t-CO}_2$
 - 1 実施事業所数は、アンケート結果をもとに想定。
 - 2 一事業所当り削減量は、チーム・マイナス 6%ホームページより設定。

低公害車、低燃費車の普及促進

ハイブリッド自動車、電気自動車、CNG自動車など、二酸化炭素排出量の少ない低公害車や低燃費車の普及を促進するため、自動車の買い替え時に役立つ情報提供を行います。

市が実施する事業

- ・情報提供（検討中）
各種イベントで燃料電池自動車を始めとした低燃費車の展示を行うなどの情報提供を行います。

削減効果

- ・低公害車、低燃費車の普及（事業所）
 $\text{営業用車 } 5,800 \text{ 台}^1 \times \text{一台当り削減量 } 200 \text{ kg-CO}_2^2 = \text{約 } -1.2 \text{ 千 t-CO}_2$
 - 1 実施車両数は、アンケート結果をもとに想定。
 - 2 一台当り削減量は、京都議定書目標達成計画により設定。

地産地消の推進

食品の製造・販売に携わる事業者、農業者による、国産農作物や地元農産物の利用を促進する取り組みを支援します。

市が実施する事業

- ・体験農園の設置

農家の方から指導を受けながら農作物を栽培する体験農園を設置します。

- ・農家と市民の交流促進

市民と農家が交流できるようなさまざまなプログラムを実施します。(平成20年度は農業景観散策、市内で小麦作り食育事業を実施)

事業所での緑化の推進

ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収に役立つ緑を増やすため、事業所の敷地内の植栽、屋上緑化、壁面緑化などの取り組みを促進します。

市が実施する事業

- ・生垣設置助成

ブロック塀から生垣につくり替える、あるいは新たに生垣をつくる方への造成費の補助を行います。

- ・緑化に関する相談

- ・グリーンバンク制度の運用

(4) 市の取り組み

市の率先的な取り組み

西東京市地球温暖化対策実行計画の推進

西東京市地球温暖化対策実行計画に基づき、職員の環境配慮行動、事務・事業における対策に率先して取り組みます。

< 「重点施策6」(37ページ)参照 >

低炭素型の都市基盤整備

自動車交通の円滑化

交通渋滞を緩和することにより、自動車走行に伴う燃料消費が削減されます。そこで、自動車交通の円滑化のための道路ネットワークの形成を図ります。

市が実施する事業

- ・道路ネットワークの形成（環境基本計画より。検討中）

幹線道路は、自動車交通の流れを円滑にすることから、必要性を十分に検討し、適切に整備を行っていきます。

また、鉄道の踏切や幹線道路の交差点などにおいては、円滑な交通の流れに重大な影響が及んでいる場合には、関係機関と連携しながら対応を進めることにより、交通渋滞の緩和などを図っていきます。

公共交通機関、自転車の利用促進

公共交通機関を充実させたり、自転車の利用環境を向上させたりすることで、自動車による移動から公共交通機関や自転車への転換を促進します。

市が実施する事業

- ・コミュニティバス（はなバス）運行

市内において、コミュニティバス（はなバス）5路線を運行します。

- ・自転車専用道や専用レーンを整備します（検討中）。
- ・自転車駐車場の設置

通勤・通学等の自転車利用者のための自転車駐車を整備します。

都市緑化の推進

ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収に役立つ緑を増やすため、市民協働により公園の緑を維持・充実します。

市が実施する事業

・公園の維持管理

市民協働により、既存の公園の緑をふやし、守り、育てます。また、市民の憩いの場である公園を新たに設置するとともに、設置の際に緑が多い設計に努めます。

4. 重点施策

重点施策は、前節で示した施策体系のうち、削減効果が大きいもの、すぐにでも始められるもの、基本方針に合致しているものといった視点から設定したもので、優先的に進めていきます。

重点施策

番号	分類	施策名
重点施策 1	家庭への支援	省エネに配慮したライフスタイルの促進
重点施策 2	家庭への支援	省エネ機器等の普及促進
重点施策 3	家庭への支援・事業者への支援	エコドライブの促進
重点施策 4	家庭への支援	環境教育の推進
重点施策 5	事業者への支援	環境マネジメントシステムの導入支援
重点施策 6	市の取り組み	西東京市地球温暖化対策実行計画の推進

重点施策 1：省エネに配慮したライフスタイルの促進

家庭での住まいや食事、買い物、移動などの場面で、ライフサイクルを通じて省エネルギーに取り組むことができます。市民一人ひとりが、ライフスタイルを見直し、具体的な行動を実行できるよう、情報提供や啓発、体験の機会の提供などの支援を行います。

【 市が実施する事業 】

- ・環境家計簿の作成

環境家計簿を作成し、ホームページ等を通じて市民に配布します。

スケジュール

年度	2010	2011	2012	2013	2014 以降
取り組み	検討	配布	継続	継続	継続

行動目標

指標	実績値	年度	目標値	年度
環境家計簿の配布数	-	-	10,000	2020

削減効果

- ・環境家計簿の普及を通じて、家庭でできる取り組みの実施

$$\text{家庭 } 35,500 \text{ 世帯}^1 \times \text{一世帯当り削減量 } 425.7\text{kg-CO}_2^2 = \text{約 } -15.1 \text{ 千 t-CO}_2$$

1 実施世帯数は、アンケート結果をもとに想定。

2 一世帯当り削減量は、家庭の省エネ大事典により設定。

【 家庭でできる取り組み 】

家庭でできる地球温暖化対策のための取り組みは、地球温暖化防止に寄与するとともに、家計の節約にも繋がります。できるものから取り組んでいきましょう。

(「家庭の省エネ大事典」((財)省エネルギーセンター)より抜粋。)

[エアコンの使用]

取り組み	年間の削減効果 (kg-CO ₂)	年間の節約金額 (円)
冷房の設定温度を 26 から 28 にする。	12.4	670
冷房の使用時間を 1 時間減らす。	7.7	410
暖房の設定温度を 22 から 20 にする。	21.8	1,170
暖房の使用時間を 1 時間減らす。	16.7	900
フィルターを月に 1 回か 2 回清掃する。	13.1	700

【 照明 】

取り組み	年間の削減効果 (kg-CO ₂)	年間の節約金額 (円)
点灯時間を短くする。(白熱電球の場合)	8.1	430

【 テレビ・パソコン 】

取り組み	年間の削減効果 (kg-CO ₂)	年間の節約金額 (円)
テレビを見ないときは消す。(液晶の場合)	6.2	330
テレビの画面を明るくしすぎないようにする。	12.3	660
テレビの音量は不必要に大きくしない。	1.0	50
1 日 1 時間パソコン利用を減らす。 (デスクトップ型パソコンの場合)	12.9	690
パソコンの電源オプションを見直す。 (デスクトップ型パソコンの場合)	5.2	280

[料理]

取り組み	年間の削減効果 (kg-CO ₂)	年間の節約金額 (円)
冷蔵庫の扉を開けている時間を短くする。	2.5	130
冷蔵庫の無駄な開閉はしない。	4.3	230
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する。	18.5	990
冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない。	18.0	960
冷蔵庫の設定温度を適切にする。	25.3	1,360

取り組み	年間の削減効果 (kg-CO ₂)	年間の節約金額 (円)
野菜の下ごしらえに電子レンジを活用する。 (ブロッコリー、カボチャなどの場合)	15.0	1,030
ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する。	5.5	360
食器を洗うときガス給湯器の温度を低く設定する。	20.5	1,320
電気ポットを長時間使用しない時はプラグを抜く。	44.1	2,360

[風呂・トイレ]

取り組み	年間の削減効果 (kg-CO ₂)	年間の節約金額 (円)
シャワーの使用時間を 1 日 1 分短くする。	29.7	2,920
入浴は間隔をあけずに入る。	88.9	5,730
使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める。	14.3	770
温水洗浄便座の便座暖房の温度を低めに設定する。	10.8	580
洗浄水の温度を低めにする。	5.7	300

【 洗濯・掃除 】

取り組み	年間の削減効果 (kg-CO ₂)	年間の節約金額 (円)
洗濯物はまとめ洗いをする。	2.4	3,950
部屋を片づけてから掃除機をかける。	2.2	120
集塵パックは適宜取り替える。	0.6	30

これらの取り組みをすべて行ったとすると、年間で 425.7kg-CO₂ の削減となります。これは、西東京市において、1 世帯が排出している二酸化炭素の約 18% に相当します。

重点施策 2：省エネ機器等の普及促進

家庭で使用されるエアコン、冷蔵庫、テレビなどは、省エネ性能に優れた製品が開発され、流通が進んでいます。省エネ家電のほか、電球型蛍光灯、太陽光発電、太陽熱温水器、高効率給湯器といった省エネ機器の普及を促進します。

また、これらの機器を長期に渡り使用することが省エネに寄与するところがあることから、省エネラベル*の紹介をしながら、賢い消費行動を促進します。

省エネ機器等の導入による効果

取り組み	年間の削減効果 (kg-CO ₂)	年間の節約金額 (円)
白熱電球を電球形蛍光灯に取り替える。	42	2,370
古いエアコンを省エネタイプに買い替える。	97	5,470
古い冷蔵庫を省エネタイプに買い替える。	123	6,940
太陽光発電を新規に設置する。	624	35,200
太陽熱利用温水器を新規に設置する。	380	21,440
給湯器を高効率給湯機(CO ₂ 冷媒ヒートポンプ*型)に買い替える。	565	40,360

資料：チーム・マイナス6%

【市が実施する事業】

- ・太陽エネルギー利用機器の助成

太陽光発電システム*等の省エネルギー機器を市民が購入する際に、その費用の一部を助成します。

助成機器と費用

機器	費用
太陽光発電システム	調整中
太陽熱ソーラーシステム	調整中
太陽熱温水器	調整中

スケジュール

年度	2010	2011	2012	2013	2014以降
取り組み	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中

行動目標

指標	実績値	年度	目標値	年度
太陽光発電システムの導入世帯			調整中	2020
太陽熱ソーラーシステムの導入世帯	-	-	調整中	2020
太陽熱温水器の導入世帯			調整中	2020

削減効果

- ・省エネ機器の普及（省エネ型の電球型蛍光ランプ、エアコン、冷蔵庫の導入）

$$\text{家庭 } 31,000 \text{ 世帯}^1 \times \text{一世帯当り削減量 } 262\text{kg-CO}_2^2 = \text{約 } - 8.1 \text{ 千 t-CO}_2$$

- ・省エネ機器の普及（太陽光発電、太陽熱温水器・高効率給湯器のいずれかの導入）

$$\text{家庭 } 25,000 \text{ 世帯}^1 \times \text{一世帯当り削減量 } 1,047\text{kg-CO}_2^2 = \text{約 } - 27.9 \text{ 千 t-CO}_2$$

1 実施世帯数は、アンケート結果をもとに想定。

2 一世帯当り削減量は、チーム・マイナス 6% ホームページより設定。

重点施策 3：エコドライブの促進

自動車を低燃費車に変えるだけでなく、今使っている自動車の運転方法を改善するだけでも、二酸化炭素排出量を大きく減らすことができます。

自家用車や営業用車におけるエコドライブの普及を促進するため、情報提供や啓発を行います。

【市が実施する事業】

・エコドライブの啓発

エコドライブの講座を開催したり、教習所などと協力してエコドライブの啓発を行うなどの検討を行います。

スケジュール

年度	2010	2011	2012	2013	2014 以降
取り組み	検討	啓発	継続	継続	継続

行動目標

指標	実績値	年度	目標値	年度
エコドライブに関する講座の開催数	1	2008	調整中	2020

削減効果

・エコドライブの実施（家庭）

$$\text{自家用車 } 3,100 \text{ 台}^1 \times \text{一台当たり削減量 } 200\text{kg-CO}_2^2 = \text{約 } -0.7 \text{ 千 t-CO}_2$$

・エコドライブの実施（事業所）

$$\text{営業用車 } 5,200 \text{ 台}^1 \times \text{一台当たり削減量 } 200\text{kg-CO}_2^2 = \text{約 } -1.2 \text{ 千 t-CO}_2$$

1 実施車両数は、アンケート結果をもとに想定。

2 一台当たり削減量は、京都議定書目標達成計画により設定

エコドライブによる効果

取り組み	年間の削減効果 (kg-CO ₂)	年間の節約金額 (円)
アイドリングを5分短くする。	40.2	2,360
発進時にふんわりアクセル「eスタート*」をする。	194.0	11,370
加速の少ない運転をする。	68.0	3,980

資料：家庭の省エネ大事典（（財）省エネルギーセンター）

e スタートについては用語説明を参照

重点施策 4：環境教育の推進

環境教育のテーマのなかでも地球温暖化は、子どもから大人まですべての人々が関わりを持つ重要課題といえます。そのため、小・中学校、高等学校、大学などの教育機関と連携し、地球温暖化に対する関心・理解を深め、ライフスタイルや価値観の見直し、省エネルギー・省資源、ごみの減量などの具体的な行動を促すような環境教育を推進します。

【 市が実施する事業 】

・みどりのカーテン

市内の小中学校に対し、みどりのカーテンを実施します。(平成 20 年度時点で 10 校)

・校庭の芝生化

市内の小中学校の校庭の芝生化を実施します。

・環境読本の作成・活用

西東京市の環境について、自発的な環境保全活動を促進するとともに、子どもの頃から環境意識を高めるため、西東京市の環境についてまとめた「西東京市の環境」を小学 5 年生に配布します。

・大学との相互協定に基づく事業の推進

市内の武蔵野大学や東京大学農学部大学院附属農場と連携し、まちづくりを進めるために、相互協力に関する協定に基づき、人事交流や人材育成、生涯学習の推進に取り組みます。

・環境講演会の開催

市民を対象とした環境講演会や講座を開催します。

・地球温暖化防止シンポジウムの開催

スケジュール

	2010	2011	2012	2013	2014 以降
みどりのカーテン	継続	継続	継続	継続	継続
校庭の芝生化	継続	継続	継続	継続	継続
環境読本の作成・活用	継続	継続	継続	継続	継続
大学との相互協定に基づく事業の推進	継続	継続	継続	継続	継続
環境講演会の開催	継続	継続	継続	継続	継続
地球温暖化防止シンポジウムの開催	継続	継続	継続	継続	継続

行動目標

指標	実績値	年度	目標値	年度
みどりのカーテン実施校数	10	2008	調整中	2020
校庭への芝生の導入校数	1	2008	調整中	2020
環境講演会の開催数	月 2 回	2008	調整中	2020
大学との相互協力事業	14 件	2006	調整中	2020
地球温暖化防止シンポジウムの開催数	年 1 回	2007	調整中	2020

削減効果

-

重点施策 5 : 環境マネジメントシステムの導入支援

事業所において事業活動を通じた環境負荷の削減に向け、継続的に改善していく取り組みを普及するため、環境マネジメントシステムの普及を図ります。

そのため、事業者による環境マネジメントシステムの認証取得に対する支援を行います。

【 市が実施する事業 】

・講師派遣

エコアクション 21*を取得したい事業者には、無料で講師派遣を行い、取得の支援を行います。

エコアクション 21 については用語解説を参照

スケジュール

年度	2010	2011	2012	2013	2014 以降
取り組み	継続	継続	継続	継続	継続

行動目標

指標	実績値	年度	目標値	年度
エコアクション 21 認証取得社数	-	-	調整中	2020

削減効果

-

重点施策 6：西東京市地球温暖化対策実行計画の推進

市では、西東京市地球温暖化対策実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律*第 21 条に基づき、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの抑制のための実行計画）に基づき、職員的环境配慮行動、事務・事業における対策に率先して取り組みます。

なお、平成 20 年 3 月に策定した同計画の後期実行計画では、「平成 22 年度における施設の温室効果ガス排出量を、平成 14 年度比 11.4%削減する」という目標を掲げています。

【 市が実施する事業 】

- ・西東京市地球温暖化対策実行計画の推進

スケジュール

年度	2010	2011	2012	2013	2014 以降
取り組み	第 2 次実行 計画策定	推進	継続	継続	継続

行動目標

2010 年度における温室効果ガス排出量を、2002 年度比 8.92%削減する。

指標	実績値	年度	目標値	年度
温室効果ガス排出量	9,644t-CO ₂	2002	調整中	2010
	8,469t-CO ₂	2006		

削減効果

- ・市の率先実行（西東京市地球温暖化対策実行計画に基づく対策の推進）

0.315 千 t-CO₂

2013 年度以降は、第 2 次西東京市地球温暖化対策実行計画で掲げる目標に基づき、さらなる削減を図ります。

計画の推進方策

1. 全ての主体の参加による計画推進

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・市の各主体が自主的かつ積極的に取り組むことが急務です。

しかし、市民一人ひとり、一事業所の取り組みだけでは限界があります。各主体の役割に応じて互いに連携し、知恵を出し、協力し合っていくことで、より大きな力が発揮できます。そのため、地域ごと、業種ごと、あるいは市民や事業者といった立場を超えて、地球温暖化対策の取り組みを広げていくことが期待されます。

さらに、近隣や地方の自治体と協力・連携し、東京都や国による施策に協力・連携することで、効果的かつ訴求力のある取り組みを展開していきます。

2. 推進・進行管理のための体制

本計画は、市民、事業者、市の各主体の参加のもとで、推進と進行管理を行います。また、中心となる組織として、以下の各組織を位置づけます。

環境審議会

環境審議会は、環境基本条例に基づく市長の附属機関で、学識経験者や関係団体の代表者、公募の市民などにより構成されます。

<役割>

- ・ 施策の妥当性の判断や施策の修正などについて、市長に対して提言、具申する
- ・ 地域推進計画の策定や見直しについて審議

地域協議会

地域協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、事業者、関係団体、市民などのさまざまな主体が参加し、地域での連携・協働による地球温暖化対策を進めるための組織です。早期の設立に向けて、準備を行います。

<役割>

- ・ 市民等への情報発信・普及啓発、協働事業の実施(キャンペーン、セミナー・シンポジウム、社会実験等)、行政や市民等に対する意見・提案などを実施

庁内推進委員会（市）

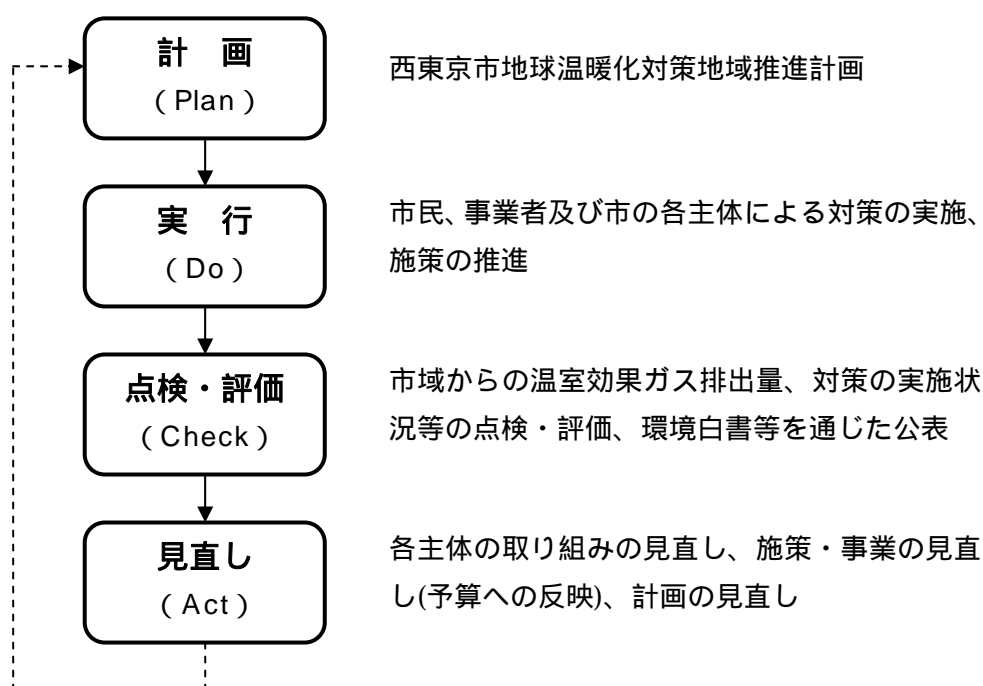
庁内推進委員会は、環境基本計画を行政内で推進する組織であり、各課の環境保全にかかる施策を調整し、積極的に施策を推進するための組織です。

<役割>

- ・ 本計画に基づく各施策の調整・推進を図るとともに、計画の進捗状況の評価・点検、その後の方向性の検討などを行う

3. P D C A サイクルによる計画の進行管理

本計画の実効性ある推進のためには、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）といった、P D C A サイクルを基本として、計画の進行管理を行います。



4. 点検・評価・公表

本計画の進行管理に当り、次の項目について、点検・評価・公表を行います。

項目	頻度
温室効果ガス排出量の点検（統計資料の活用）	毎年度
取り組みの実施状況の点検（アンケート等により対策の実施状況や対策効果を把握）	3年程度毎
行動目標(重点施策)や事業実施状況の点検（庁内推進委員会を中心に把握）	毎年度
環境白書を作成・公表	毎年度

資料編

資料 西東京市の概況

資料 温室効果ガス排出量の現状と将来予測

資料 計画策定の経緯

資料 用語解説

資料 西東京市の概況

1. 立地・気候

(1) 立地

西東京市は、東京都区部の西部地域に隣接し、武蔵野台地のほぼ中央に位置しています。都心から約 20 km で、西武新宿線と西武池袋線で都心と結ばれ、市内には 5 つの駅（田無駅・ひばりヶ丘駅・保谷駅・西武柳沢駅・東伏見駅）があります。北は埼玉県新座市、南は武蔵野市および小金井市、東は練馬区、西は小平市および東久留米市に接しています。東西 4.8 km、南北 5.6 km、面積は 15.85 km² です。

西東京市の位置

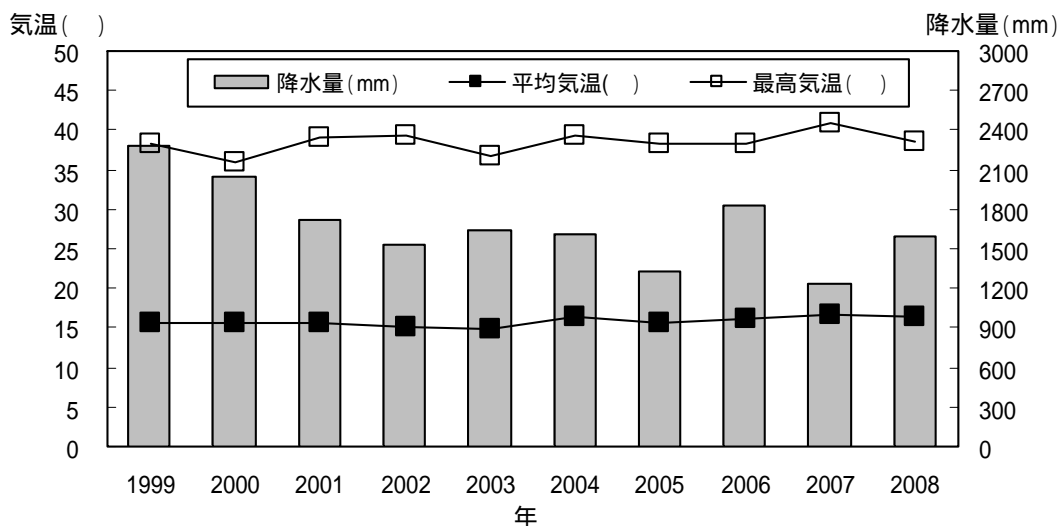


資料：統計にしとうきょう

(2) 気候

西東京市の平均気温、最高気温は、ほぼ横ばいで推移しています。降水量については、2000年以降減少傾向が見られます。

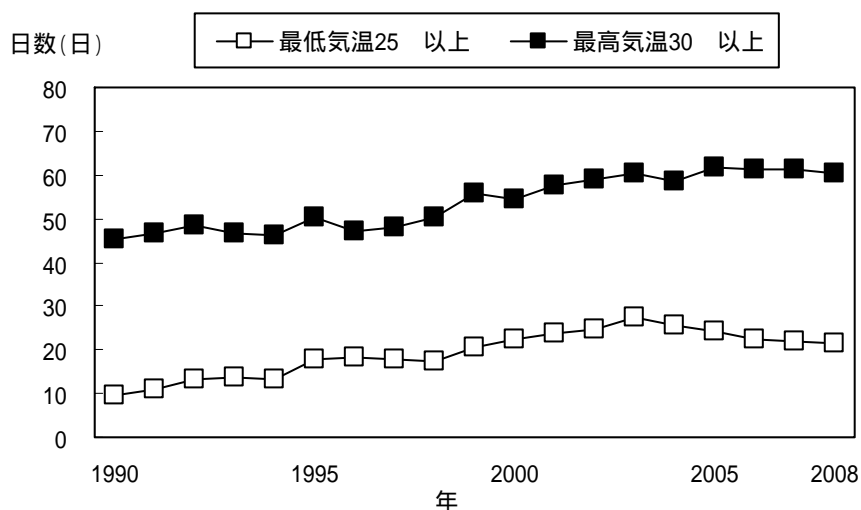
西東京市の平均気温、最高気温及び降水量の推移



資料：統計にしようきょう

ただし、下図のように、西東京市付近の地域では、最高気温が 30 を超える日数、および最低気温が 25 を超える日数は、1990 年以降増加傾向にあるといえます。

最低気温、最高気温の傾向



5 年移動平均の値を示す

資料：気象庁ホームページ（観測地点：練馬区）

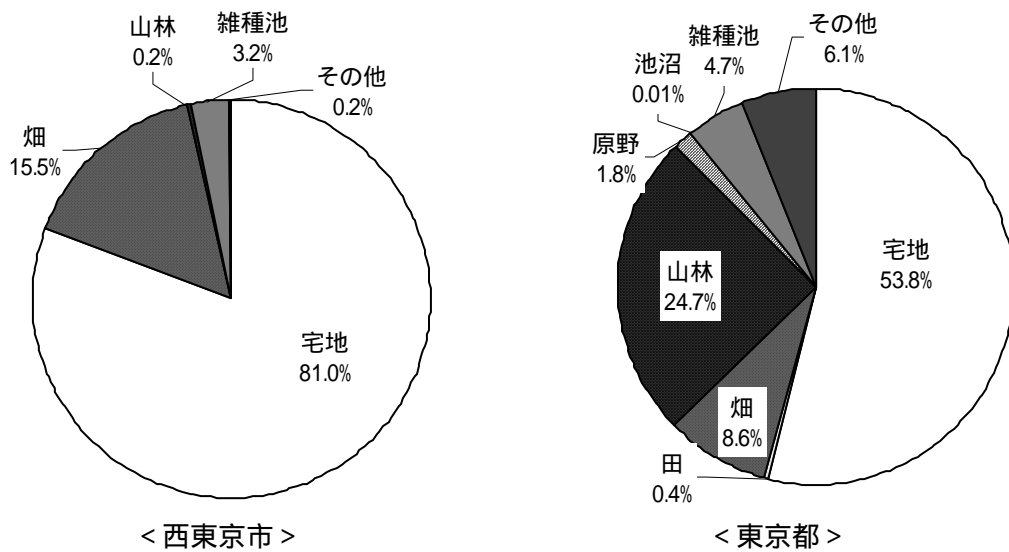
2. 土地利用等

(1) 土地利用

西東京市の総面積のうち、宅地が81.0%を占めており、東京都の平均より高く、宅地の占める割合が多いことが特徴です。

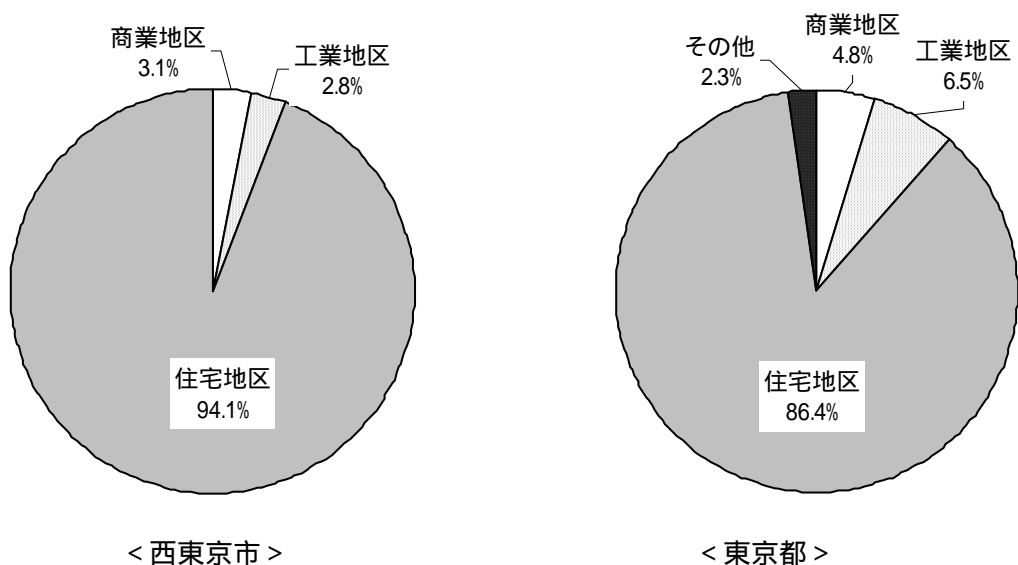
また、西東京市の宅地における住宅地区の比率は、東京都平均よりも高い94.1%を占めております。

地目別面積構成比



資料：東京都統計年鑑（2007年1月1日）

宅地の用途別面積

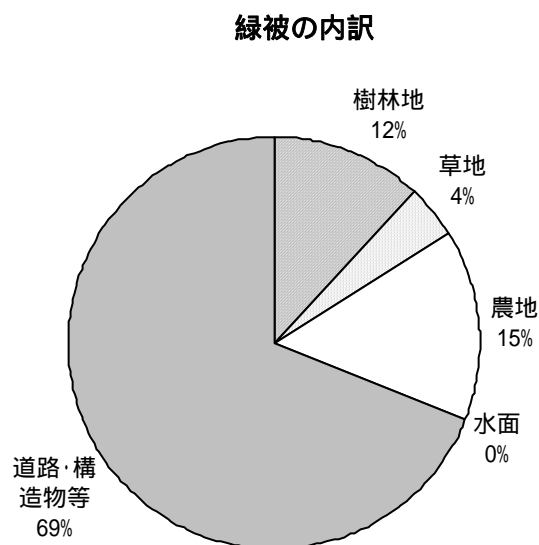


資料：東京都統計年鑑（2007年1月1日）

(2) 緑地

西東京市の緑被率は約 29% (平成 16 年度調査) で、農地の宅地化などにより年々減少傾向にあります。比較的市の外周部にみどりが多く、中央部分に少ないことがわかります。点在する農地や樹林地のほか、まとまってみどりが見られるのは、西原自然公園・緑地保全地域をはじめ、大規模な住宅団地や工場・大学・公園などとなっています。

緑被の内訳は、市全体の面積を 100% とした時、農地が約 15% と最大で、樹林地は約 12%、草地は約 4% となっています。緑被部分を 100% とすると、各々の占める割合は、農地約 48%、樹林地約 39%、草地約 12% となります。

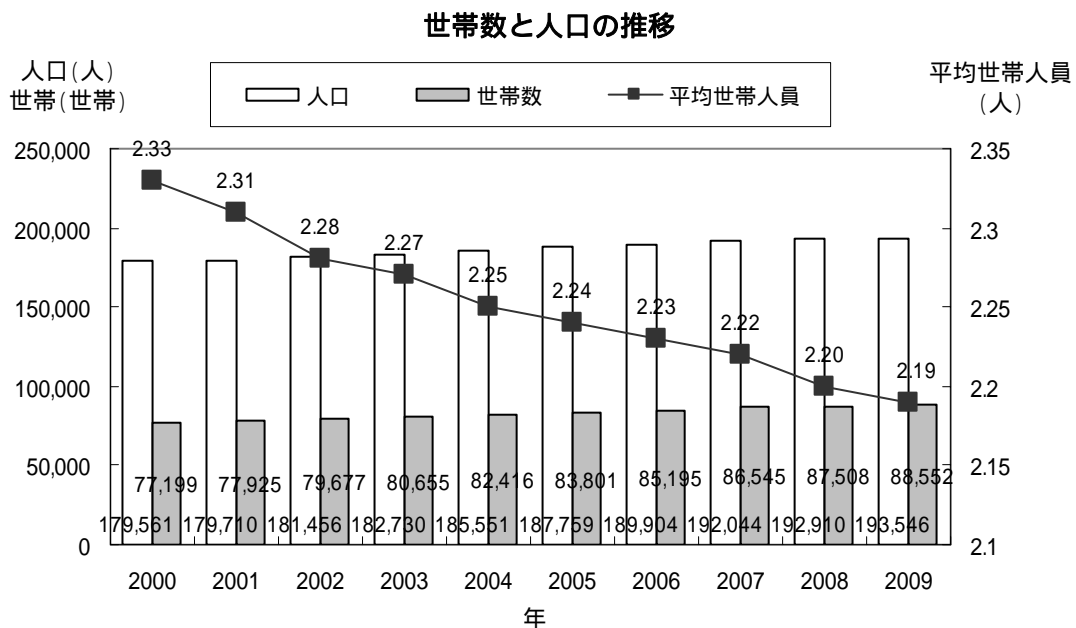


資料：西東京市緑の基本計画

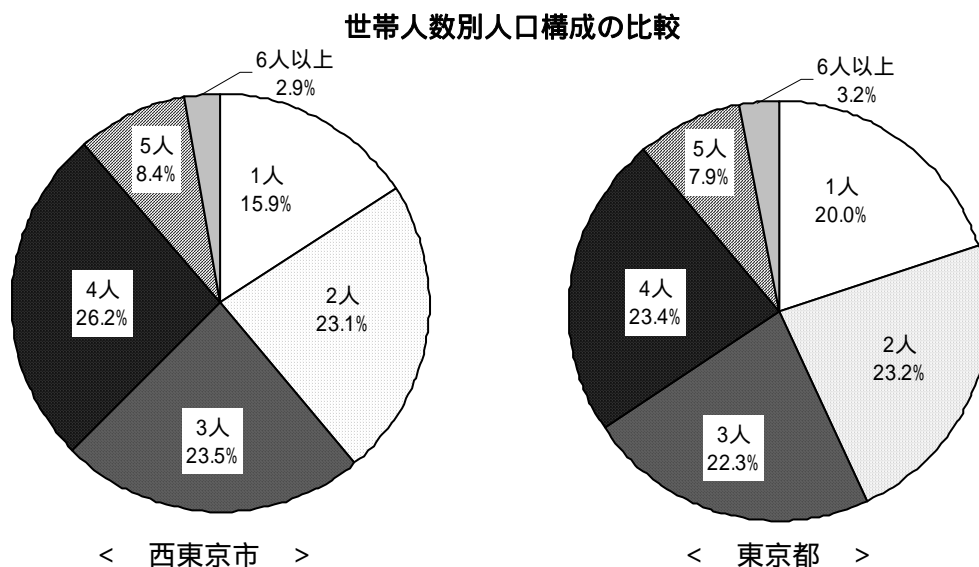
3.人口・世帯

(1)人口・世帯数の推移

2009年1月1日現在の西東京市の人口は、193,546人です。合併年である2001年1月1日の人口は179,710人であり、平均1年間に約2,000人の増加となっています。また、世帯数も増加傾向を示しており、合併年である2001年と比較すると約10,000世帯も増加しています。一方、世帯当たり人口は減少傾向にあり、2009年で2.19人となっていますが、単身世帯の比率は東京都平均よりも低く、15.9%を占めています。



資料：統計にしよう



資料：2005年度国勢調査

(2) 人口・世帯数の将来推計

西東京市の人口は、今後も緩やかな増加傾向を示しておりますが、2015年(平成27年)から減少傾向が予測されます。年齢別では、15歳未満と15～64歳が減少傾向にあり、65歳以上が増加傾向にあることから少子高齢化が予測されます。

世帯数についても増加すると予測されるものの、核家族化などによる一世帯人員の減少が進んでいることから、平均世帯人員は減少傾向になると予測されます。

人口・世帯数の予測

区分	2005年	2010年	2015年	2020年
総人口	189,735	197,561	201,550	200,030
15歳未満	24,019	25,460	25,106	23,116
15～64歳	129,792	132,102	131,270	130,162
65歳以上	35,575	39,999	45,174	46,751
世帯数	76,044	90,996	95,419	97,411

中位推計の値を記載

資料：統計にしとうきょう(2005年値)

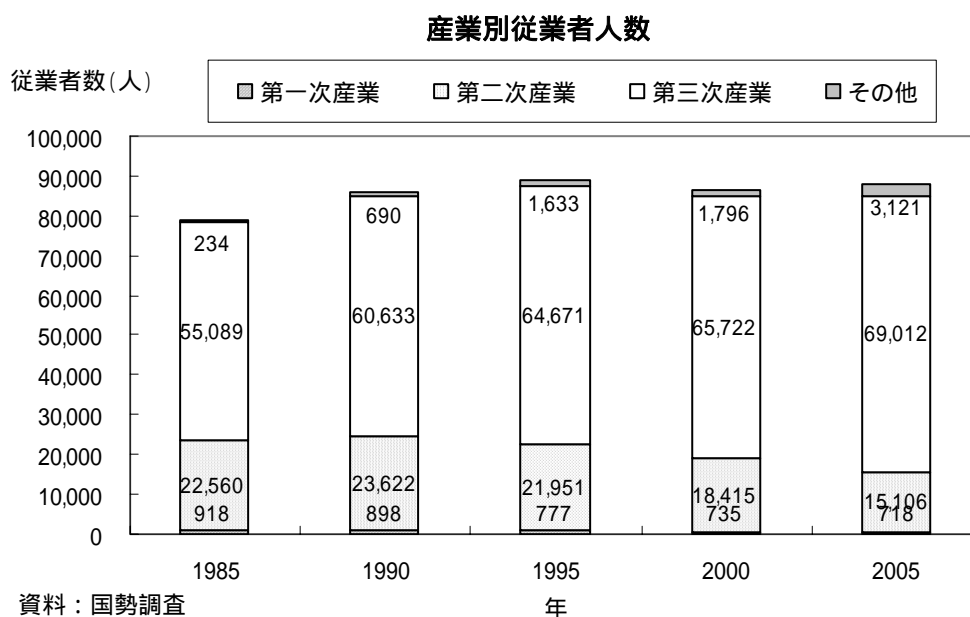
西東京市人口推計調査 報告書(2010年、2015年および2020年値)

4. 産業・経済

(1) 産業別従業者人数

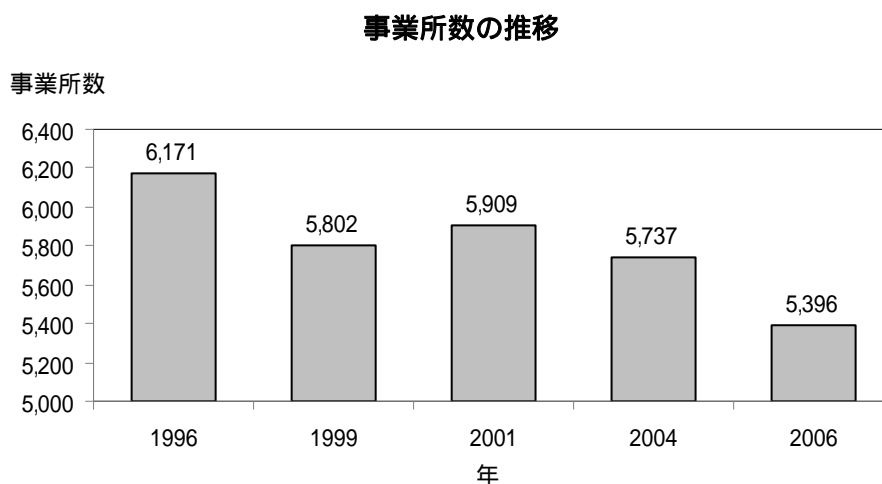
西東京市の産業別就業者人数をしてみると、2006年の時点で第一次産業は0.8%、第二次産業は17.2%、第三次産業は78.5%となっており、第三次産業が大半を占めています。

年々、第一次産業と第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向にあります



(2) 事業者数

西東京市における2006年の事業所数は5,396事業所で、2001年以降減少しています。



産業分類別に見ると、卸売・小売業の従事者が 23.8%と最も多くなっています。また、従業者数が 10 人に満たない小規模事業者が 82.3%となり、100 人以上規模の事業者は 0.6%にすぎません。

産業別従業者数・構成比

	従業者数	構成比
サービス業	5,583	12.2%
卸売・小売業	10,844	23.8%
飲食・宿泊	5,185	11.4%
製造業	4,823	10.6%
医療・福祉	5,846	12.8%
その他	13,364	29.3%
合 計	45,645	100.0%

従業者規模別事業所数・構成比

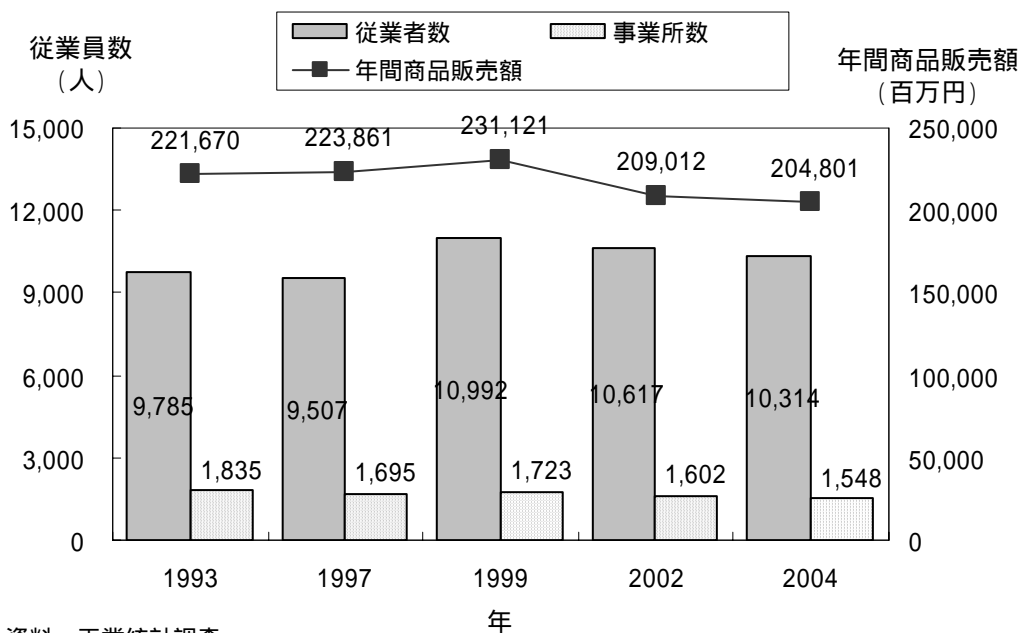
従業者数	事業所数	構成比
1～4人	3,418	63.3%
5～9人	1,027	19.0%
10～19人	518	9.6%
20～29人	194	3.6%
30人～99人	208	3.9%
100人以上(派遣含む)	31	0.6%
合 計	5,396	100.0%

資料：事業所・企業統計調査（2006年10月現在）

(3) 商業

西東京市の商業は、市内に 1500 程の店舗があり、1 万人が従事していますが、社会環境や消費者ニーズの変化などから、年間販売額は減少傾向にあります。

商業（卸売・小売業）の事業所数、従業員数、年間販売額の推移



資料：工業統計調査

(4) 工業

西東京市の工業は、年々その事業所数、従業者数も減少傾向にあります。

製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等（各年 12 月現在）

	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
事業所	116	110	91	92	81
従業者	4,625	4,429	4,789	4,378	3,344
製造品出荷額等 (百万円)	24,018	22,356	25,192	23,128	23,405

資料：工業統計調査

(5) 農業

西東京市の農業もまた農家数、経営耕地面積数共に減少傾向にあります。

農家数・経営耕地面積（各年2月現在）

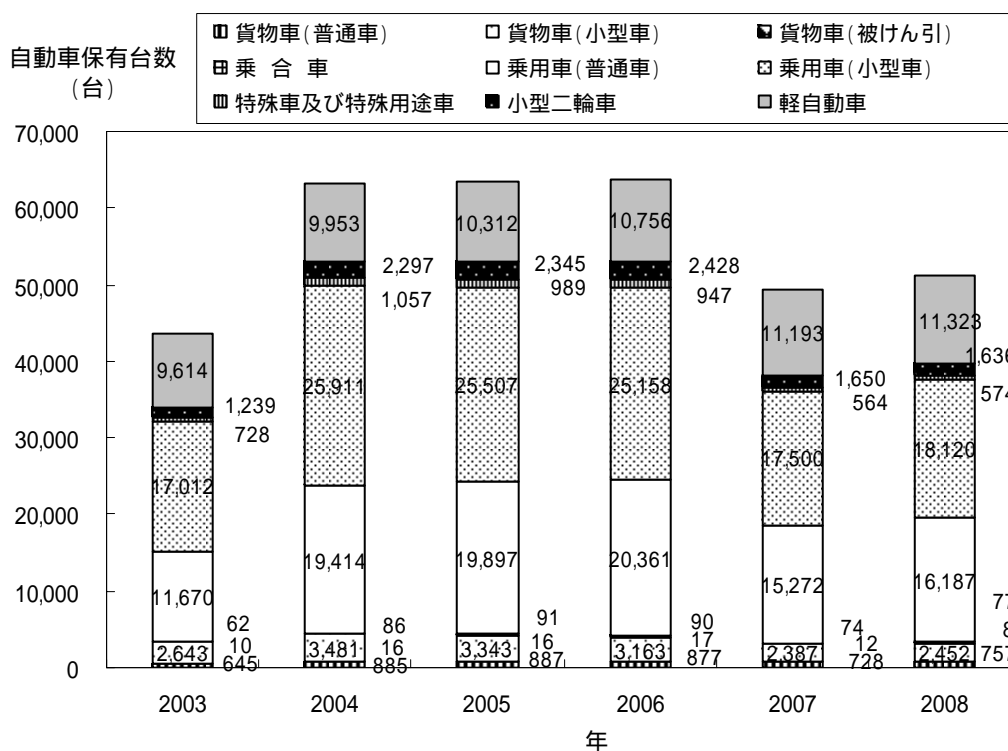
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
農家数	479	398	355	324	228
経営耕地面積（a）	-	281	228	200	187

資料 農林業センサス

(6) 自動車

西東京市の自動車保有台数は、2007年度に大幅な減少が見られました。ただし、軽自動車は年々増加となっています。

自動車保有台数の推移

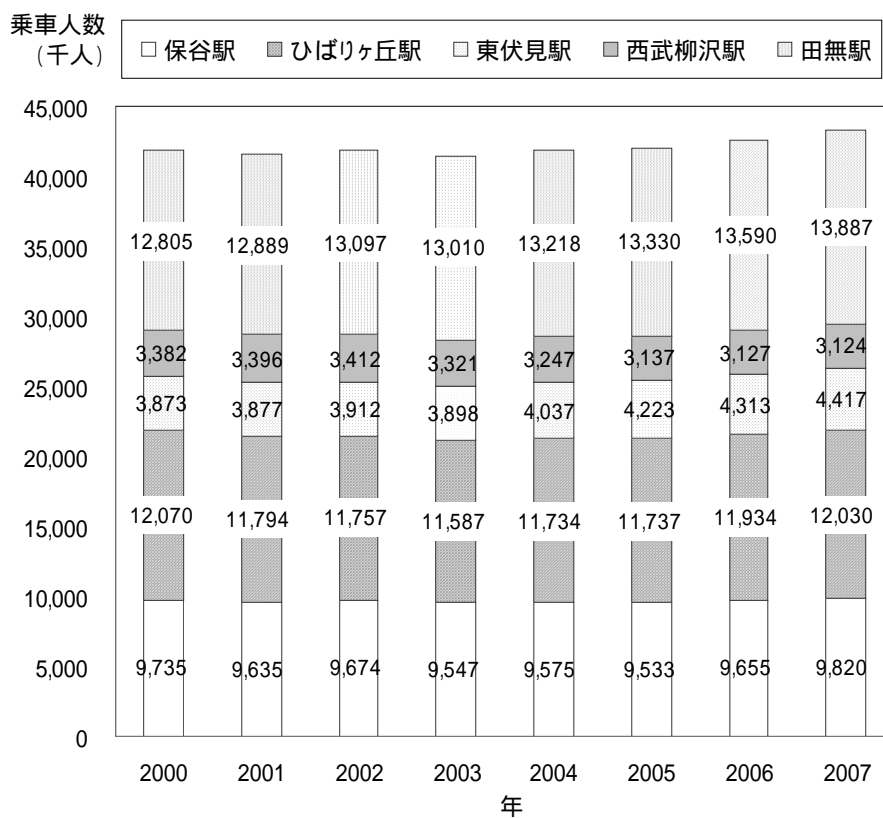


資料：統計にしよう

(7) 鉄道

西東京市には西武新宿線、西武池袋線が通っており、利用者数は2003年以降緩やかに増加しています。

駅別 1 日平均乗車人数の推移

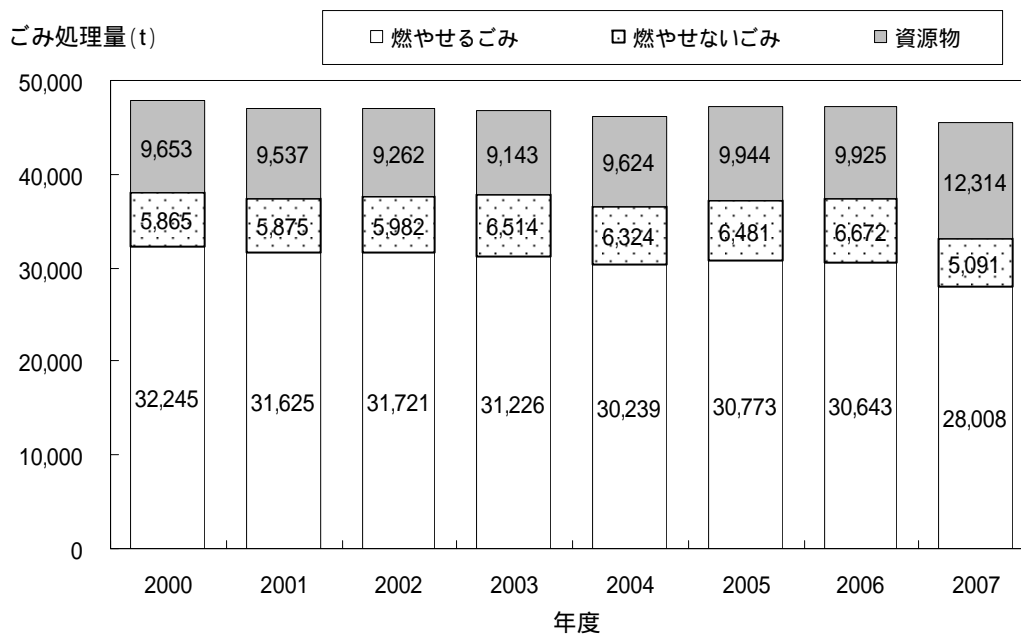


資料：東京都統計年鑑

(8) 廃棄物

西東京市におけるごみの処理量は、2000年度の47,763t以降、緩やかな減少傾向にあります。2007年度は45,413tでした。

ごみ処理量の推移



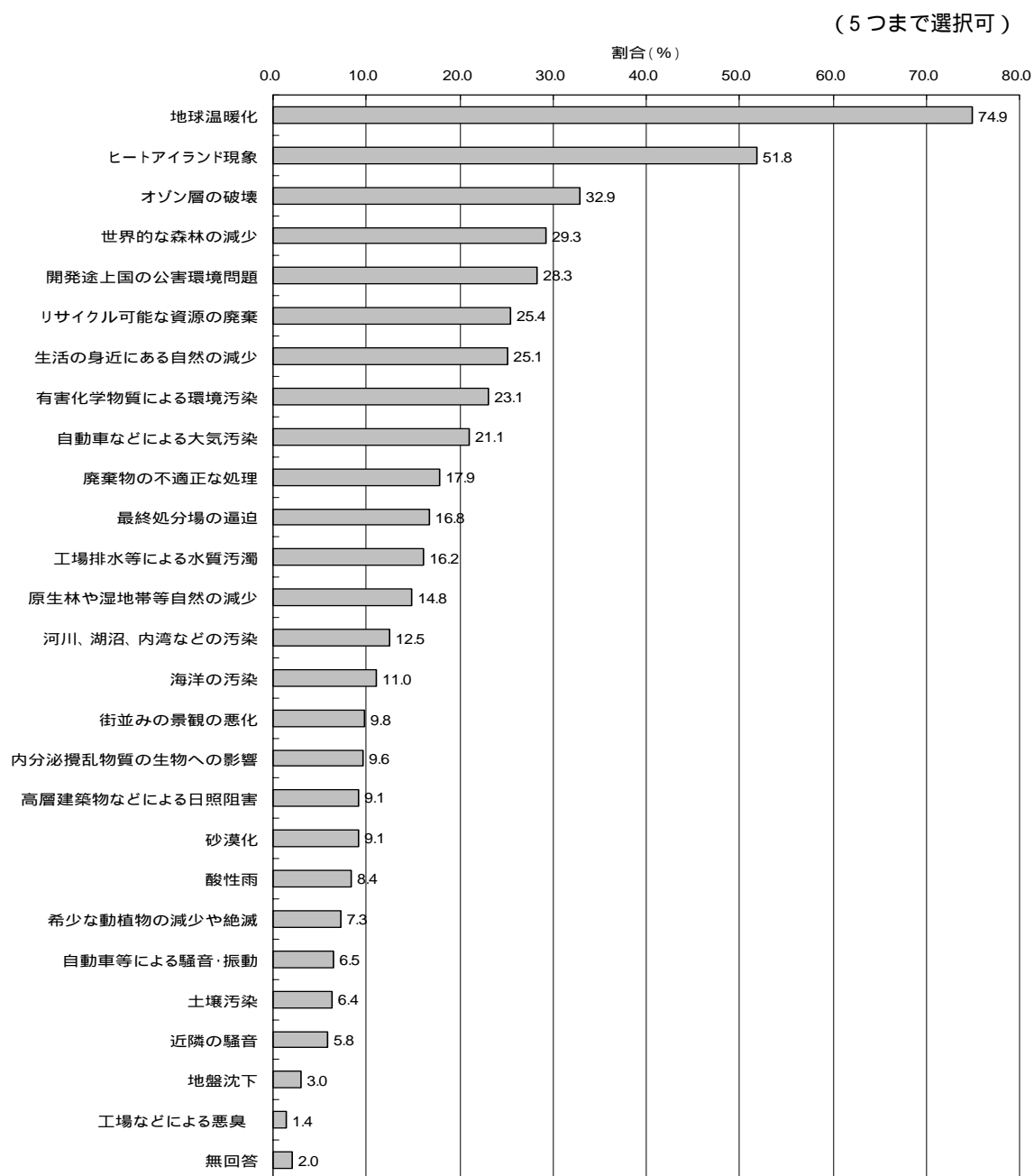
資料：統計にしとうきょう

5. 市民意識

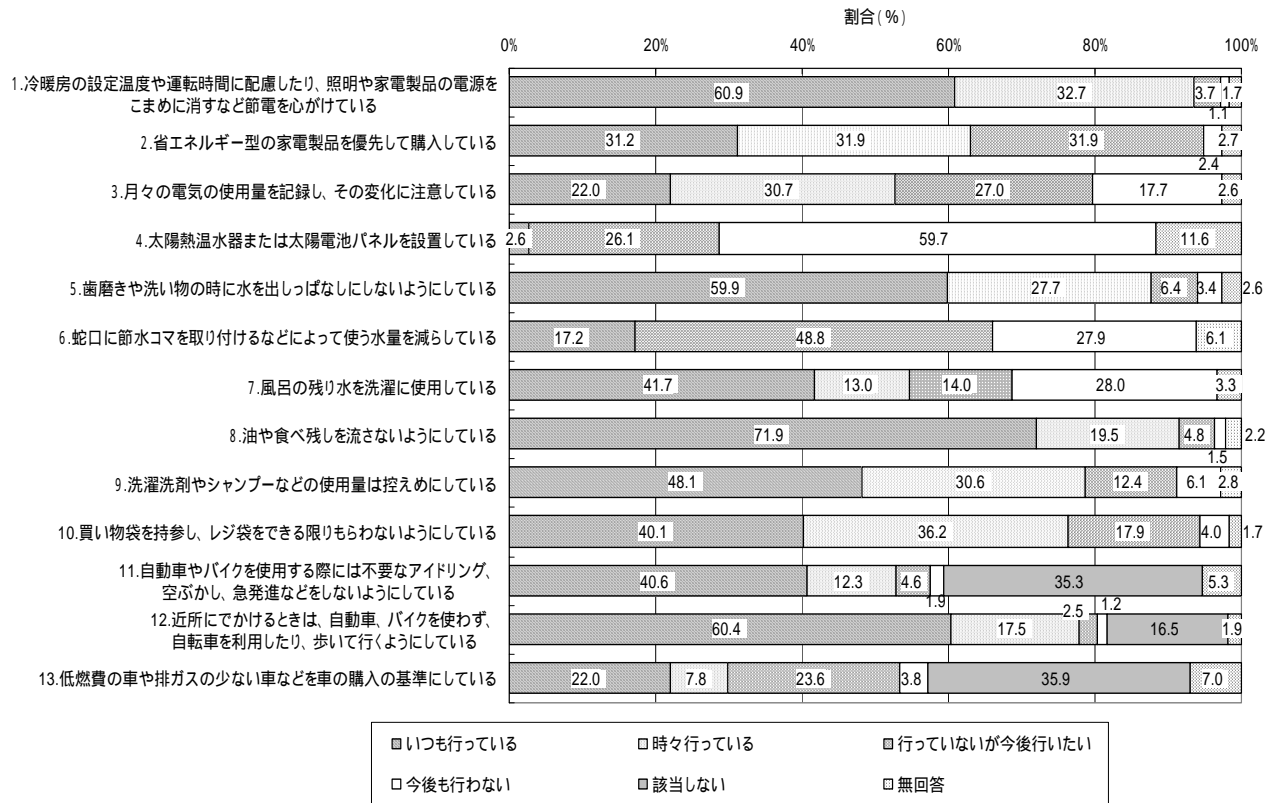
西東京市では、2007年10月に「環境基本計画見直しに係る環境アンケート調査」を、一般市民、事業者等を対象に行いました。

(1) 一般市民アンケート結果【サンプル数 2000人 有効回答数 847人(42.4%)】

課題となる環境課題



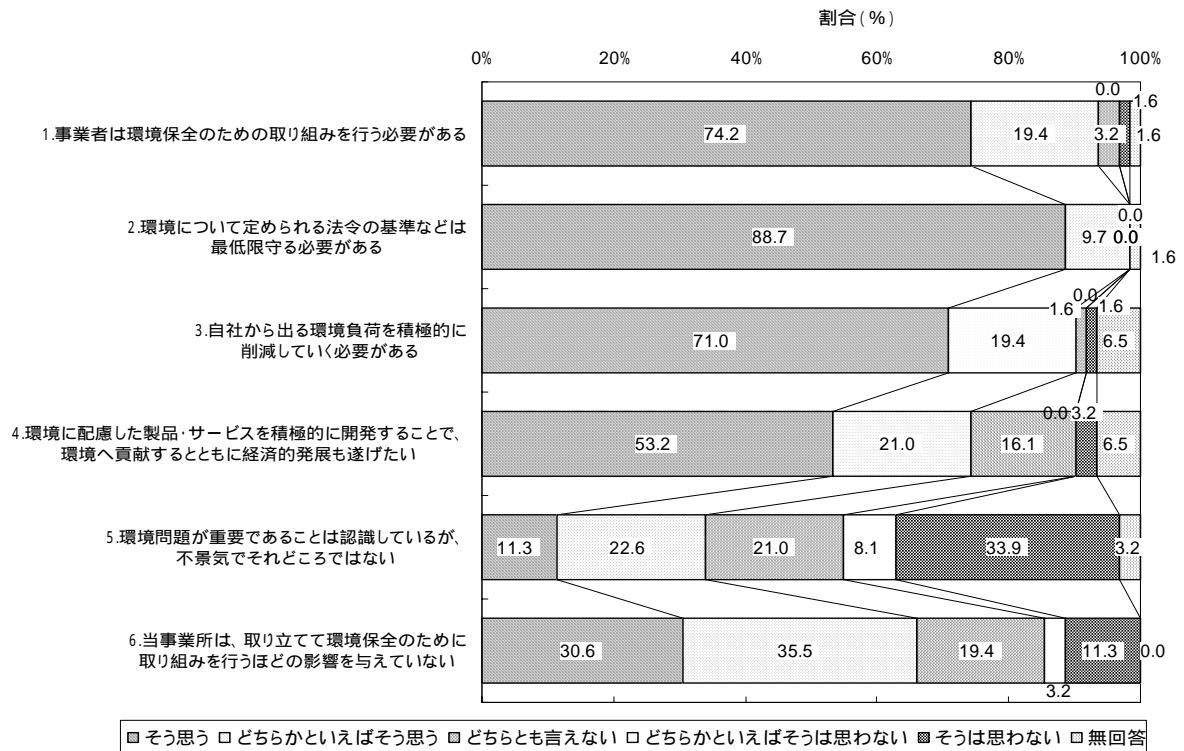
地球温暖化・ヒートアイランドに対する日常の行動について



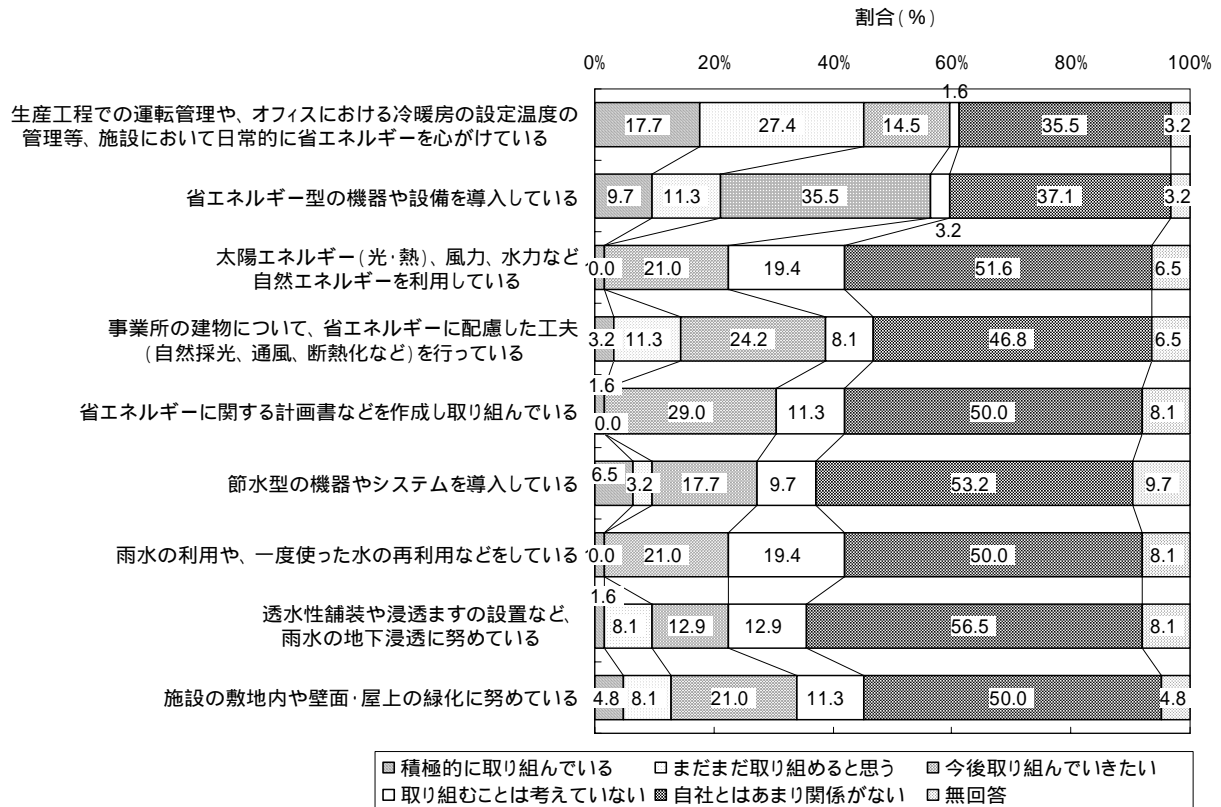
(2) 事業者アンケート結果

【サンプル数 200 事業所 有効回答数 62 事業所 (31.0%)】

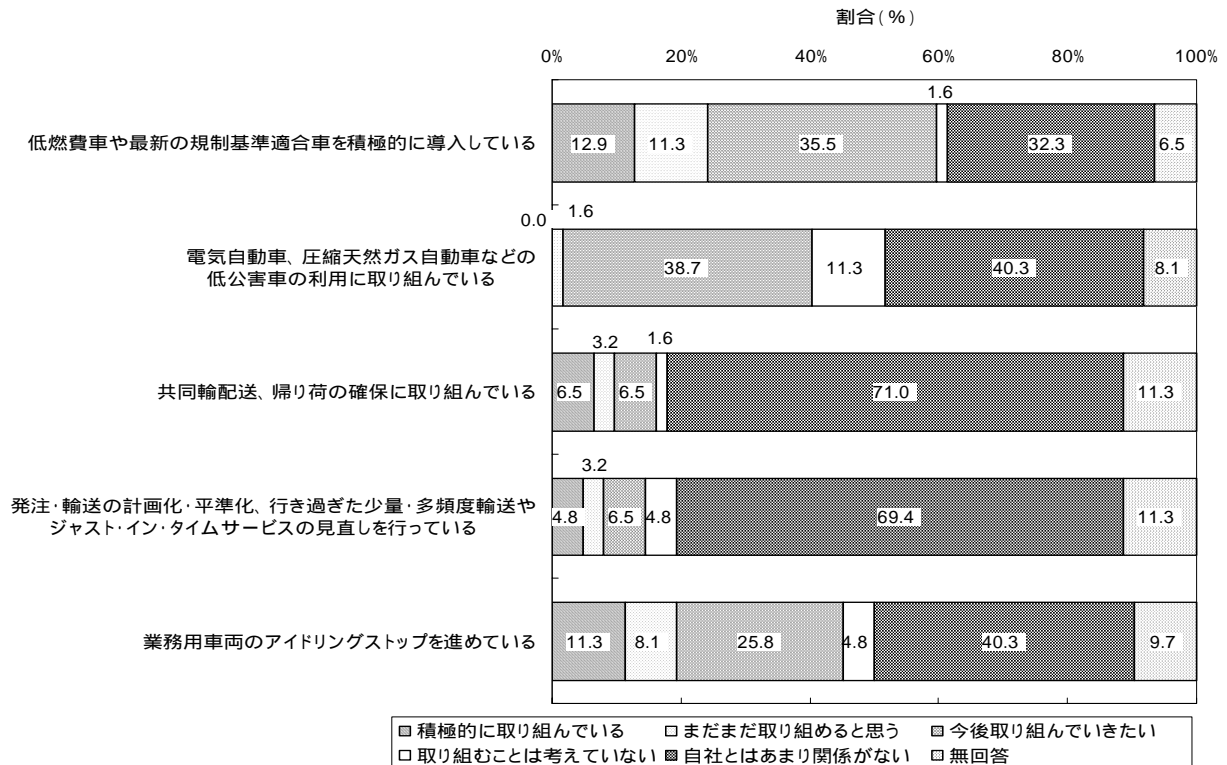
環境問題に対する考え



環境問題への取り組み（エネルギー・水）



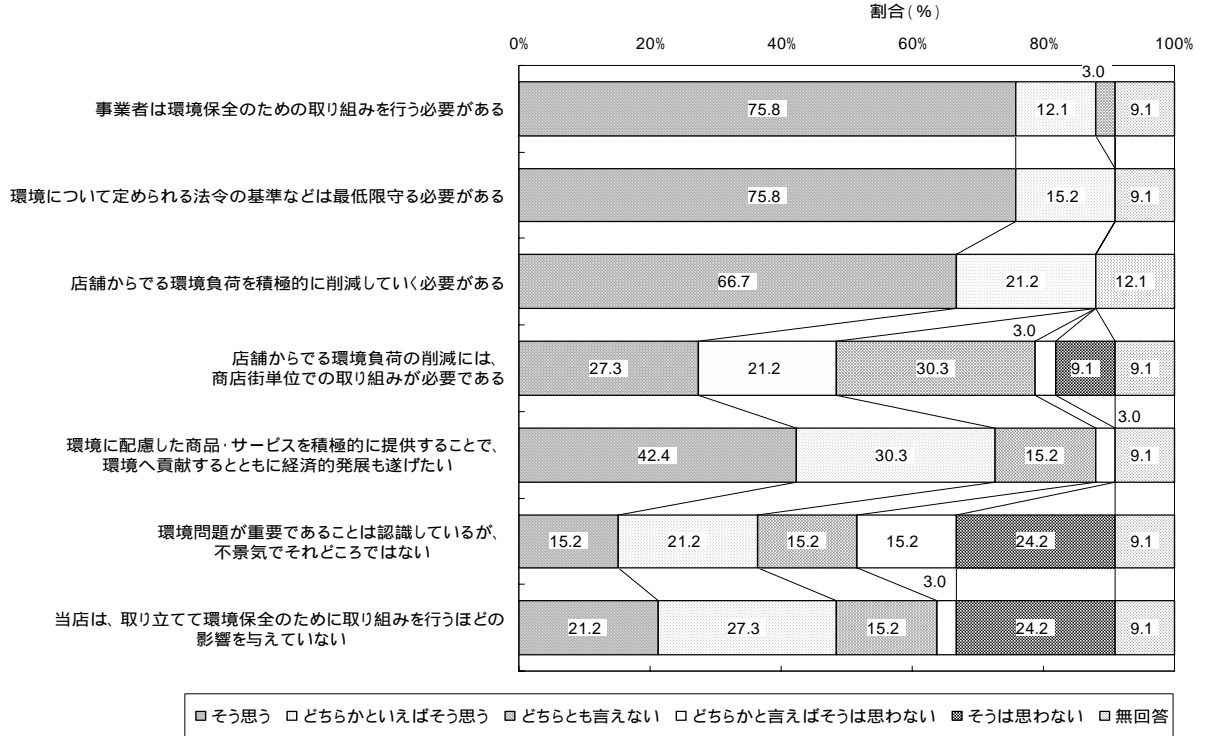
環境問題への取り組み（自動車）



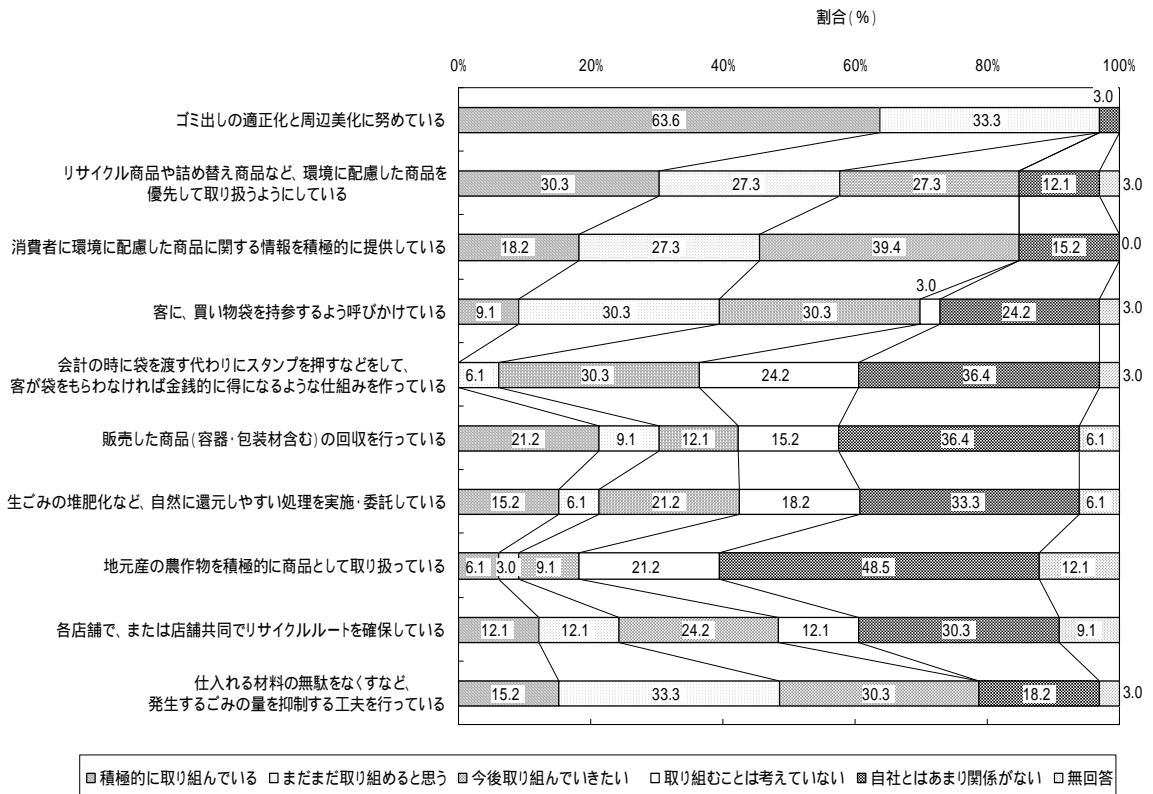
(3) 商店者アンケート結果

【サンプル数 50 事業所 有効回答数 33 事業所 (66.0%)】

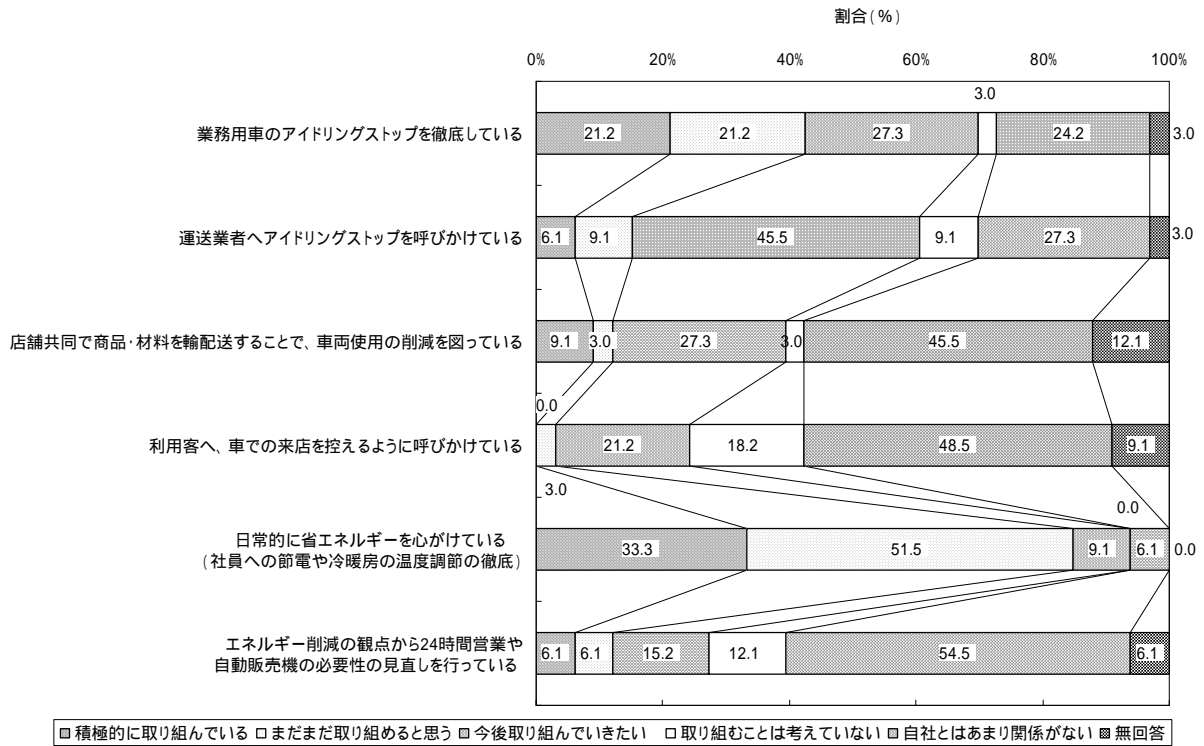
環境問題に対する考え



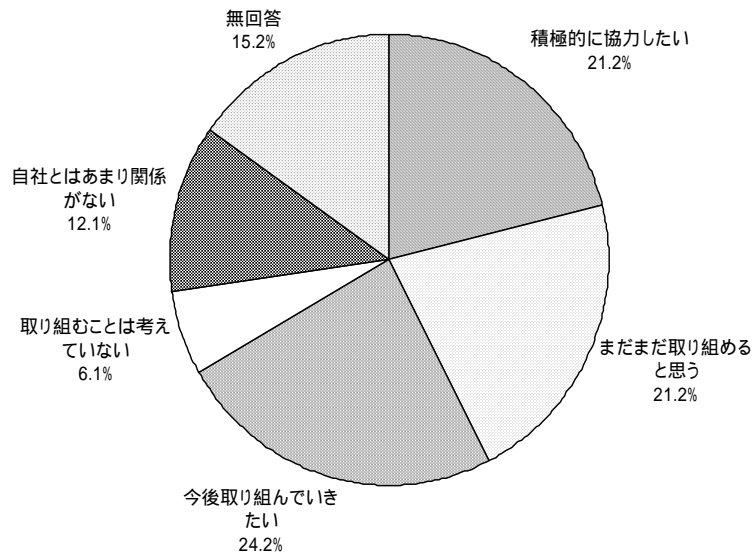
環境問題への取り組み (商品、ごみ、リサイクル)



環境問題への取り組み（自動車、エネルギー）



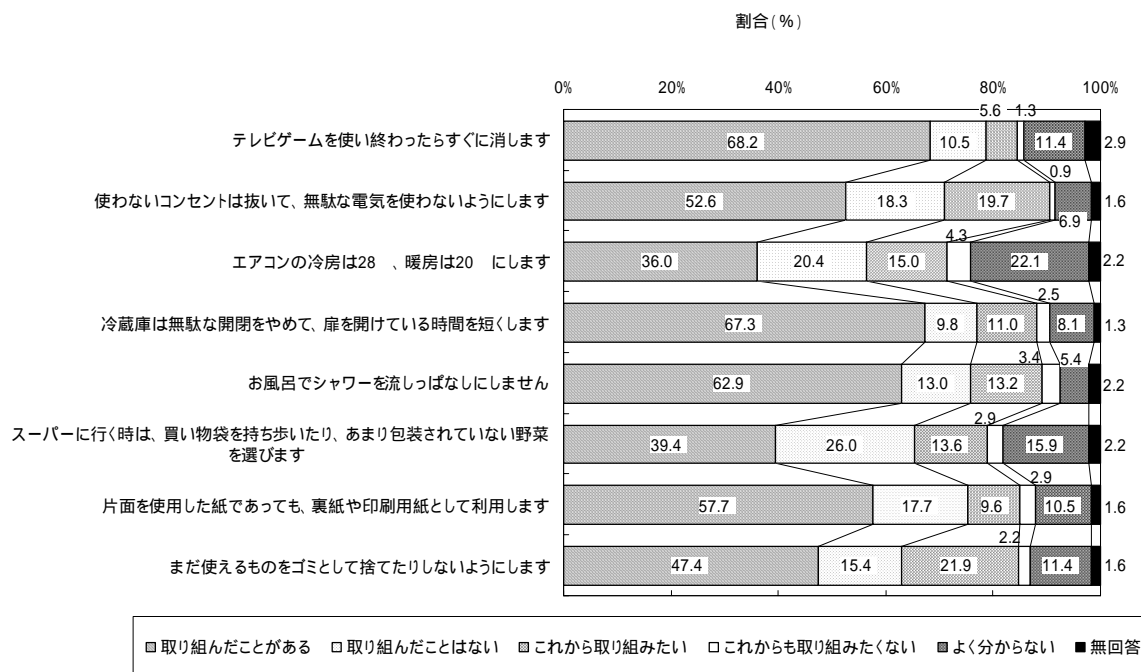
環境保全活動の取り組み状況について



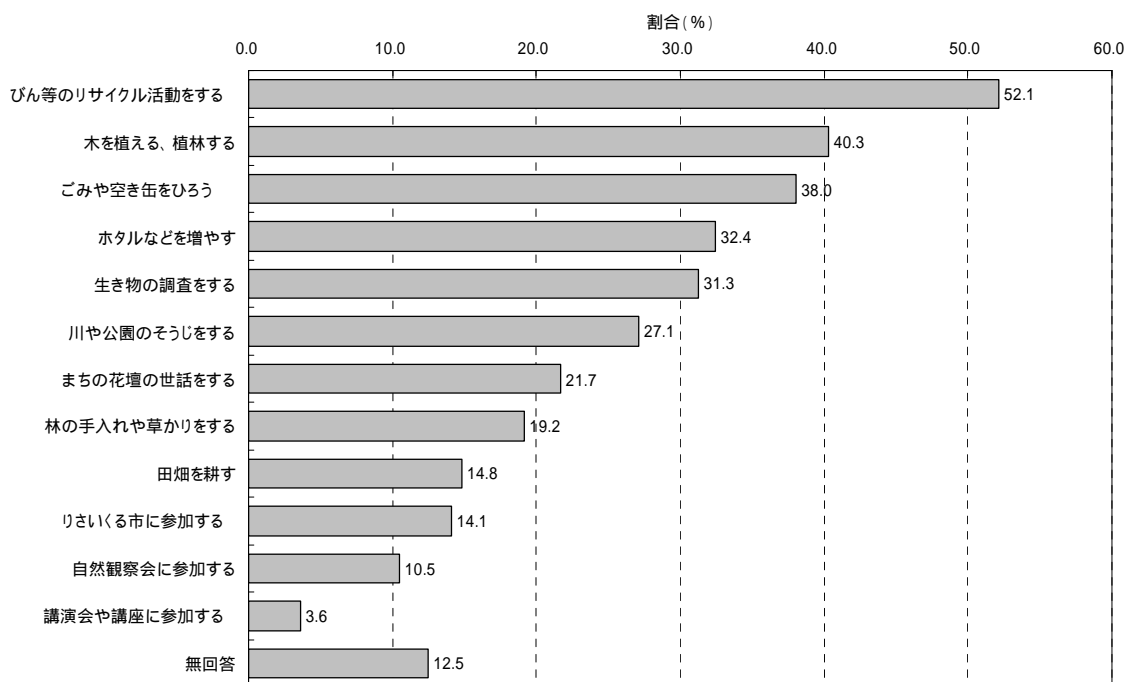
(4) 小学生(4～6年生)アンケート結果

【サンプル数 462 人 有効回答数 447 人(96.8%)】

環境を守る活動への取り組み



参加したい活動



資料 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 対象とする温室効果ガス

西東京市における温室効果ガス排出量の算定は、京都議定書で定められている6種類のガスを対象とします。各ガスの排出量の基準年度は以下のとおりです。

対象とする温室効果ガスと基準年度

温室効果ガス	基準年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1990 年度
メタン (CH ₄)	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	1995 年度
パーフルオロカーボン (PFCs)	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	

(2) 部 門

対象とする温室効果ガスのうち、二酸化炭素については、以下の部門を設定し、部門ごとに排出量の算定を行いました。

部 門

部 門	条 件	発生源
民生家庭	一般家庭	電力、都市ガス、LP ガス、灯油
民生業務	事務所ビル、大型小売店、その他の卸・小売業、飲食店、ホテル、学校、病院等、その他のサービス業	電力、都市ガス、LP ガス、灯油、A重油
産 業	農業、建設業、製造業	電力、都市ガス、LP ガス、灯油、ガソリン、軽油、A重油、C重油
運 輸	自動車（貨物車、乗用車）、鉄道	自動車、鉄道
廃 棄 物	一般廃棄物	一般廃棄物焼却

自動車からの温室効果ガス排出量の算定にあたっては、西東京市に登録している貨物車および自動車を対象としており、市に登録していない自動車や、市を通過する自動車から排出される温室効果ガスの量は算定には含めていない。

(3) 算定方法

西東京市における温室効果ガス排出量の現状と将来推計の方法は、次のとおりです。

温室効果ガス排出量の現状・将来推計値の算定方法

種 別	条 件
現況推計	1990年度から2007年度までの現況推計値は、「市部の温室効果ガス排出量(1990年度～2006年度)」(平成21年3月、オール東京62市区町村共同事業『みどり・東京温暖化防止プロジェクト』)による西東京市の算定データを引用した。
将来推計	2008年度以降の将来推計値は、「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」(平成19年3月、財団法人特別区協議会)に基づき、温室効果ガス算定の基礎となる活動量について、関連する指標のトレンド(傾向)を踏まえて将来予測を行い、さらに温室効果ガス排出量を算定した(次表参照)。

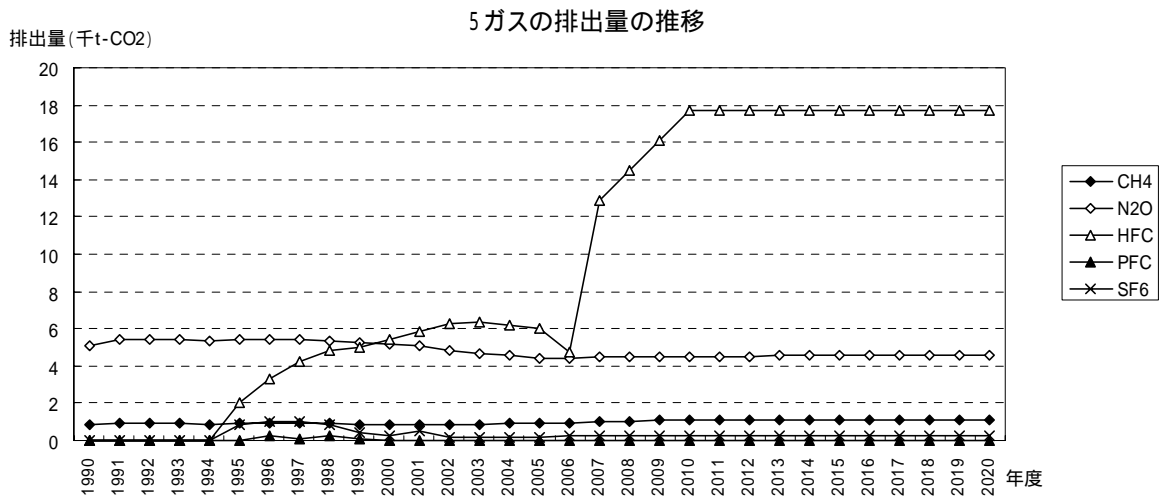
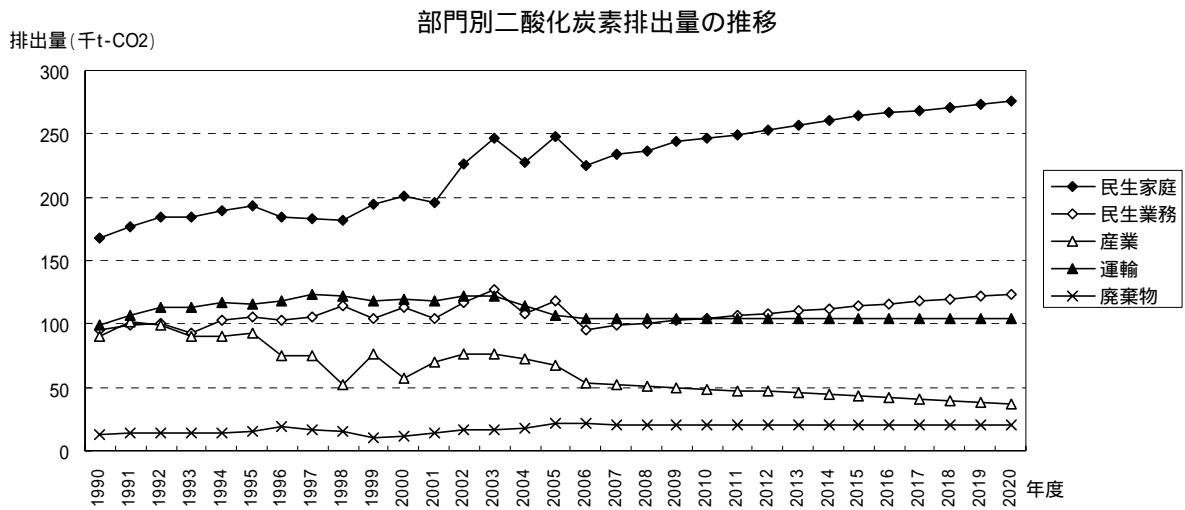
将来推計の方法

ガス	部門	指標	予測方法
CO ₂	民生家庭	世帯数	世帯数の将来推計値(西東京市人口推計調査報告書)を使用。世帯当たりエネルギー消費量及び世帯当たりCO ₂ 排出量のトレンドを考慮した。
	民生業務	延床面積	業務関連の延床面積(東京都統計年鑑)の過去のトレンドから将来値を推計。延べ床面積当たりCO ₂ 排出量を考慮した。
	産 業 (農林水産業)	従事者数	2007年度値のまま推移すると仮定。
	産 業 (建設業)	従事者数	2007年度値のまま推移すると仮定。
	産 業 (製造業)	製造品 出荷額	製造品出荷額(工業統計)の過去のトレンドから将来値を推計。
	運 輸 (自動車)	自動車 保有台数	2007年度値のまま推移すると仮定。
	運 輸 (鉄道)	乗降客数	2007年度値のまま推移すると仮定。
	廃 棄 物	一般廃棄物 焼却量	一般廃棄物焼却量の将来推計値(西東京市一般廃棄物処理基本計画)を使用。
その他 5 ガス			「『気候変動に関する国際連合枠組条約』に基づく第4回日本国報告書」に記載されている予測値を基に推計 <ul style="list-style-type: none"> ・CH₄:2010年度排出量が2003年度比106% ・N₂O:2010年度排出量が2003年度比101% ・HFCs:2010年度排出量が2003年度比372% ・PFCs:2010年度排出量が2003年度比97% ・SF₆:2010年度排出量が2003年度比269%

HFCs や SF₆ の排出量が大きく増加すると予想される理由として、1990年代後半にこれらのガスを発泡剤や冷媒として使用してきた機器(カーエアコン、冷蔵庫、医薬用噴射剤等)等が寿命を迎え、大気中への漏洩が増加することが見込まれている等が考えられている。

2. 温室効果ガス排出量の算定結果

年度	二酸化炭素(CO2)						その他5ガス						温室効果ガス 排出量
	民生家庭	民生業務	産業	運輸	廃棄物	CO2合計	CH4	N2O	HFC	PFC	SF6	5ガス合計	
京都議定書の 基準年度	168.4	95.7	89.7	99.8	13.2	466.8	0.9	5.1	2.0	0.0	0.8	8.8	475.6
1990	168.4	95.7	89.7	99.8	13.2	466.8	0.9	5.1	0.0	0.0	0.0	5.9	472.7
1991	176.2	98.6	102.1	107.3	13.7	497.9	0.9	5.4	0.0	0.0	0.0	6.3	504.2
1992	183.8	100.8	99.4	112.7	13.6	510.3	0.9	5.5	0.0	0.0	0.0	6.4	516.7
1993	183.7	93.2	89.7	112.6	13.6	492.8	0.9	5.5	0.0	0.0	0.0	6.4	499.2
1994	189.0	102.7	90.6	116.6	13.6	512.6	0.9	5.3	0.0	0.0	0.0	6.2	518.8
1995	193.0	105.3	92.5	115.7	15.6	522.1	0.9	5.4	2.0	0.0	0.8	9.2	531.4
1996	184.7	103.5	74.6	118.1	18.6	499.4	0.9	5.4	3.3	0.2	1.0	10.9	510.3
1997	183.0	104.9	74.7	123.0	16.3	501.9	0.9	5.4	4.2	0.1	1.0	11.7	513.7
1998	181.9	114.4	52.0	122.0	14.7	485.1	1.0	5.3	4.8	0.3	0.8	12.2	497.2
1999	194.3	104.2	75.8	118.1	10.7	503.1	0.8	5.3	5.0	0.1	0.4	11.6	514.6
2000	200.9	113.0	57.2	119.3	11.5	501.8	0.8	5.2	5.4	0.0	0.3	11.8	513.5
2001	195.8	103.7	70.2	118.4	13.8	501.8	0.8	5.1	5.8	0.0	0.5	12.3	514.1
2002	226.5	117.3	75.8	121.7	16.8	558.1	0.8	4.8	6.2	0.0	0.2	12.1	570.2
2003	247.0	127.0	75.7	121.4	16.7	587.9	0.8	4.7	6.4	0.0	0.2	12.1	599.9
2004	227.1	108.5	71.8	114.9	17.6	539.9	0.9	4.5	6.2	0.0	0.2	11.8	551.7
2005	248.2	117.6	67.9	106.7	21.3	561.7	1.0	4.4	6.0	0.0	0.2	11.5	573.3
2006	225.4	95.0	53.3	104.2	21.6	499.5	1.0	4.4	4.8	0.0	0.2	10.3	509.8
2007	233.7	99.2	52.3	104.2	20.5	509.8	1.0	4.5	12.9	0.0	0.2	18.6	528.4
2008	237.0	101.0	51.1	104.2	20.4	513.7	1.1	4.5	14.5	0.0	0.2	20.3	534.0
2009	243.8	102.8	50.0	104.2	20.4	521.2	1.1	4.5	16.1	0.0	0.3	22.0	543.1
2010	246.4	104.6	48.8	104.2	20.4	524.5	1.1	4.5	17.7	0.0	0.3	23.6	548.1
2011	249.0	106.5	47.6	104.2	20.5	527.8	1.1	4.5	17.7	0.0	0.3	23.7	551.4
2012	252.8	108.3	46.4	104.2	20.5	532.2	1.1	4.5	17.7	0.0	0.3	23.7	555.9
2013	256.6	110.2	45.2	104.2	20.5	536.7	1.1	4.5	17.7	0.0	0.3	23.7	560.4
2014	260.3	112.1	44.0	104.2	20.5	541.1	1.1	4.6	17.7	0.0	0.3	23.7	564.8
2015	264.1	114.0	42.9	104.2	20.6	545.6	1.1	4.6	17.7	0.0	0.3	23.7	569.4
2016	266.4	115.9	41.7	104.2	20.5	548.6	1.1	4.6	17.7	0.0	0.3	23.8	572.4
2017	268.7	117.8	40.5	104.2	20.6	551.7	1.1	4.6	17.7	0.0	0.3	23.8	575.5
2018	271.0	119.7	39.3	104.2	20.6	554.7	1.1	4.6	17.7	0.0	0.3	23.8	578.5
2019	273.2	121.6	38.1	104.2	20.7	557.8	1.1	4.6	17.7	0.0	0.3	23.8	581.5
2020	275.3	123.6	36.9	104.2	20.6	560.6	1.1	4.6	17.7	0.0	0.3	23.8	584.4



資料 計画策定の経緯

西東京市環境審議会

回	日 程	内 容
平成 20 年度 第 3 回	平成 20 年 7 月 11 日	(1) 西東京市の概要について (2) (仮称) 西東京市地球温暖化対策地域推進計画策定の概要について (3) 西東京市内の温室効果ガス排出量算定の中間報告について (4) 今後の日程について (5) その他
第 4 回	9 月 29 日	(1) (仮称) 西東京市地球温暖化対策地域推進計画の全体構成案について (2) 西東京市内の温室効果ガス排出量算定結果について (3) 課題について (4) 削減目標の考え方について (5) その他
第 5 回	11 月 17 日	(1) (仮称) 西東京市地球温暖化対策地域推進計画 骨子案の検討 (2) その他
第 6 回	12 月 25 日	(1) (仮称) 西東京市地球温暖化対策地域推進計画 骨子案の検討 (2) その他
第 7 回	平成 21 年 1 月 19 日	(1) (仮称) 西東京市地球温暖化対策地域推進計画 骨子案の検討 (2) その他
第 8 回	2 月 19 日	(1) (仮称) 西東京市地球温暖化対策地域推進計画 素案の検討 (2) その他

資料 用語解説

e-スタート

自動車は発進時に多くの燃料を消費するので、エコドライブのために発進をやさしく、スムーズに行うこと。

エコアクション 21

環境省が推奨する環境経営システム。ガイドラインに沿って中小企業、学校、公共機関等が環境への取り組みを効果的・効率的に実施するための認証・登録制度である。環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

エコドライブ

地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因の一つである、自動車の排出ガスをあまり出さない運転の仕方のこと。具体的にはアイドリング・ストップや一定速度での走行を心がけ、急発進・急停止をしないことなどがある。

温室効果ガス

地球を暖める温室効果の性質をもつ、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC 類、PFC 類、SF₆の 6 種類を対象としている。

環境マネジメントシステム

事業者等が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続きのこと。このシステムの国際規格が ISO14001 である。

カーボン・オフセット

人間の経済活動や生活などを通してある場所で排出された温室効果ガスを、別の場所で植林・森林保護・クリーンエネルギー事業などを実施することで排出量の全部または一部を相殺しようとする考え方や活動。

カーボン・フットプリント

商品およびサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至る、ライフサイクル全体を通じての環境負荷を定量的に算定するライフサイクルアセスメント手法を活用し、商品、サービスのライフサイクル全体における温室効果ガス排出量を二酸化炭素（CO₂）に換算し表示するもの。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応および緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988(S63)年に世界気象機関と国連環境計画により設立された組織である。2007(H19)年2月に公表した第4次評価報告書において、このまま何もしないと、今世紀末までに最大で平均気温が最大6.4上昇、平均海面水位が最大59cm上昇すると予測し、温暖化の原因は、科学的にみてほぼ人為的であると断定している。

京都議定書

1997年12月京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもの。先進各国に対し、2008～12年の約束期間における温室効果ガスの削減目標（1990年度比で日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を定めている。

京都議定書目標達成計画

2005年4月に閣議において決定され、京都議定書による温室効果ガスの6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画(2008年3月に改定)。

省エネラベル

家電製品やガス石油機器などを中心に国の省エネルギー基準をどの程度達成しているか、その達成度合いを表示するもの。

代替フロン

成層圏のオゾン層を破壊しないとして開発されたフロンの総称で、エアコンの冷媒等に使われているハイドロフルオロカーボン(HFCs)、半導体製造などに使われているパーフルオロカーボン(PFCs)、変電所の絶縁ガスに使われる六ふっ化硫黄(SF₆)がある。地球温暖化の能力を示す地球温暖化係数は、二酸化炭素(CO₂)を基準(=1)とした場合、ハイドロフルオロカーボンは140~11,700、パーフルオロカーボンは6,500~9,200、六ふっ化硫黄は23,900となっている。

太陽光発電システム

光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを利用して発電を行うシステム。従来の発電方法より、温室効果ガスの発生を抑制できるもの。

地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)

1997年に京都議定書の採択を受けて制定された、国・地方公共団体・事業者・国民の各主体が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。京都議定書で定められた目標を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を

明らかにしている。

地産地消

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を基本とした活動のこと。産地から近ければ輸送コストがかからないため、エネルギー資源の抑制が期待できる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)

公害防止条例における公害規制を基本的に継承しつつ、幅広く自動車公害対策などの東京の今日的な環境問題に適切に対応するために、2001(H13)年に公害防止条例を全面改正し施行された条例。

ヒートポンプ

温度の異なる二つの熱源を利用し、冷暖房などを行う装置。通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる。